

津山圏域資源循環施設組合議会10月臨時会会議録目次

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会の招集について	1
議案の送付について	4
監査委員の選任について	6
臨時組合議会運営予定表	7
議事日程	8
会議に付した事件	11
出席・欠席議員	11
出席した説明員	11
出席した事務局職員	11

第1号（10月9日）

開会宣言	12
日程第1 仮議席の指定について	12
日程第2 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙	13

第1号の追加1（10月9日）

日程第1 津山圏域資源循環施設組合副議長選挙	14
会議時間の延長について	14
日程第2 発議第1号 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則	15
日程第3 議席の指定	15
日程第4 会議録署名議員の指名	16
日程第5 会期の決定	16
日程第6	16
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の休日 を定める条例）	
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合公告式 条例）	
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員定 数条例）	
議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の 分限及び懲戒に関する条例）	
議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の職員 の服務に関する条例）	
議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の 職務に専念する義務の特例に関する条例）	
議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の	

	勤務時間、休暇等に関する条例)	
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例)	
議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例)	
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)	
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例)	
議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)	
日程第 7	.....	<a href="#">19</a>
議案第 13 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算)	
議案第 14 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約)	
議案第 15 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算 (第 1 次))	
議案第 16 号	専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)	
議案第 17 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算 (第 2 次))	
日程第 8	.....	<a href="#">22</a>
議案第 18 号	津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例	
議案第 19 号	津山圏域資源循環施設組合情報公開条例	
議案第 20 号	津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例	
議案第 21 号	津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例	
議案第 22 号	津山圏域資源循環施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	
議案第 23 号	津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例	
議案第 24 号	津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例	
日程第 9	議案第 25 号 平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算 .....	<a href="#">24</a>
日程第 10	議案第 26 号 指定金融機関の設置について .....	<a href="#">56</a>
日程第 11	議案第 27 号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選出について .....	<a href="#">57</a>
閉会宣言	.....	<a href="#">59</a>
会議録署名議員	.....	<a href="#">59</a>

津資組第 132号

平成21年9月29日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山 博之

### 津山圏域資源循環施設組合議会臨時会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第17号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第17号  
平成21年9月29日

平成21年10月9日（金曜日）午後3時，津山市役所大会議室に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山博之

付議事件

- 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の休日  
を定める条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合公告式条  
例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員定数  
条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の分  
限及び懲戒に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の職員の  
服務に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の職  
務に専念する義務の特例に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の勤  
務時間、休暇等に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の育  
児休業等に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の議会の  
議員及び監査委員の費用弁償に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の特別職  
の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員等の  
旅費に関する条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合議会の議  
員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）

- 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算）
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）
- 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第 1 次））
- 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）
- 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第 2 次））
- 津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例
- 津山圏域資源循環施設組合情報公開条例
- 津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例
- 津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例
- 津山圏域資源循環施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例
- 津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例
- 平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
- 指定金融機関の設置について

津資組第 134 号  
平成21年9月29日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山 博之

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

#### 記

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の休日を定める条例）
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合公告式条例）
- 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員定数条例）
- 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例）
- 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の職員の服務に関する条例）
- 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間, 休暇等に関する条例）
- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例）

- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例）
- 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算）
- 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）
- 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第 1 次））
- 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）
- 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第 2 次））
- 議案第 18 号 津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例
- 議案第 19 号 津山圏域資源循環施設組合情報公開条例
- 議案第 20 号 津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例
- 議案第 21 号 津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例
- 議案第 22 号 津山圏域資源循環施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 議案第 23 号 津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例
- 議案第 24 号 津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例
- 議案第 25 号 平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
- 議案第 26 号 指定金融機関の設置について

津資組第 143号  
平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山 博之

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第27号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

平成 21 年 10 月 9 日

### 10 月臨時組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
10 月 9 日	金	全員協議会（午後 2 時）	
		本会議開会（午後 3 時） 議長選挙 副議長選挙 会期の決定 議案上程 管理者の提案理由の説明 採決 閉会	

# 平成21年10月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号)

平成21年10月9日(金) 午後3時開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙

## 平成21年10月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号の追加1)

平成21年10月9日(金) 午後3時開議

- |       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 津山圏域資源循環施設組合副議長選挙                                             |
| 日程第 2 | 発議第1号 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則                                      |
| 日程第 3 | 議席の指定                                                         |
| 日程第 4 | 会議録署名議員の指名                                                    |
| 日程第 5 | 会期の決定                                                         |
| 日程第 6 | 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合の休日を定める条例)               |
|       | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合公告式条例)                   |
|       | 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合職員定数条例)                  |
|       | 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例)         |
|       | 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合の職員の服務に関する条例)            |
|       | 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)   |
|       | 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)       |
|       | 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例)          |
|       | 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例) |
|       | 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤の             |

- ものの報酬及び費用弁償に関する条例)
- 議案第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例)
- 議案第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
- 日程第 7 議案第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算)
- 議案第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約)
- 議案第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算 (第 1 次))
- 議案第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて (津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)
- 議案第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算 (第 2 次))
- 日程第 8 議案第 1 8 号 津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例
- 議案第 1 9 号 津山圏域資源循環施設組合情報公開条例
- 議案第 2 0 号 津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例
- 議案第 2 1 号 津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例
- 議案第 2 2 号 津山圏域資源循環施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 議案第 2 3 号 津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例
- 議案第 2 4 号 津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例
- 日程第 9 議案第 2 5 号 平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 6 号 指定金融機関の設置について
- 日程第 1 1 議案第 2 7 号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第1号	議事日程と同じ
第1号の追加1	
	会議時間の延長について

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋山幸則	出席		9	浦矢薫	出席	
2	岡安謙典	〃		10	沖田清明	〃	
3	北本周作	〃		11	岡本良市	〃	
4	末永弘之	〃		12	福田弘	〃	
5	津本辰己	〃		13	粟井忠義	〃	
6	西野修平	〃		14	小童谷進	〃	
7	松本義隆	〃		15	日神山定茂	〃	
8	村田隆男	〃		16	三船勝之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
管理者	桑山博之	事務局長	吉田幸信
副管理者	山崎親男	事務局次長	村上祐二
〃	西田孝	総務課長	岡完治
〃	花房昭夫	総務課参事	春名規人
〃	定本一友	施設課参事	竹本秀彰
〃	中山満	〃	河島邦生
会計管理者	田口順司	〃	永禮治
		〃	原田浩司

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
総務課主幹	立石克之	施設課主査	定森正之
総務課主査	西村敏之	〃	安道智秋
総務課主任	小須田あゆみ	施設課主任	高井清之

会議場所 津山市役所 2階 大会議室

## 平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合 10 月臨時会議事録

### △事務局（吉田事務局長）

僭越ではございますが、お許しをいただきましてこの席から申し上げます。本日の会議は、議員さんを含めた初めての組合議会でございますので、議長が選挙されるまで、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、年長の議員は 栗井忠義（あわい ただよし）議員でありますのでご紹介いたします。栗井議員、議長席にご着席をお願いします。

〔栗井議員、着席〕

### ●臨時議長（栗井忠義氏）

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました栗井でございます。慣例によりまして、新議長を選出するまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

（開会

開議宣言 午後 3 時 47 分）

### ●臨時議長（栗井忠義氏）

それでは、会議を開会いたします。ただいまの出席議員は 16 名で、全員出席であります。定足数に達しておりますので、これより平成 21 年 10 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を開催いたします。

### 日程第 1 仮議席の指定

### ●臨時議長（栗井忠義氏）

それでは、日程第 1、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### 仮議席一覧

1	秋山幸則	9	浦矢薫
2	岡安謙典	10	沖田清明
3	北本周作	11	岡本良市
4	末永弘之	12	福田弘
5	津本辰己	13	栗井忠義
6	西野修平	14	小童谷進
7	松本義隆	15	日神山定茂
8	村田隆男	16	三船勝之

## 日程第2 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙

### ●臨時議長（粟井忠義氏）

それでは、日程第2の「津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙」を行います。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ●臨時議長（粟井忠義氏）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定いたしました。お諮り致します。指名の方法については、臨時議長において指名することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ●臨時議長（粟井忠義氏）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決しました。それでは、指名いたします。議長に、西野修平議員を指名いたします。お諮り致します。ただいま指名しました西野修平議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ●臨時議長（粟井忠義氏）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西野修平議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました西野修平議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。この際、議長にご挨拶をお願いしたいと思います。

### ●議長（西野修平氏）

失礼いたします。それでは、ご挨拶をさせていただきます。ただいま皆様方のご推挙によりまして、この津山圏域資源循環施設組合議会議長という大変重要な要職につくことになりました。誠に光栄に存するとともに、その責任の重さを痛感しております。

当組合は、津山圏域1市4町で整備を進めている広域的・総合的なごみ処理施設である、領家地区の新クリーンセンターの建設及び運営を担うべく設立されたものであります。

円滑な議会運営を通じて、圏域住民の負託に応え、施設の早期完成に誠心誠意尽力してまいり所存でございます。どうか何とぞ、皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げて、誠に簡単措辞ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

### ●臨時議長（粟井忠義氏）

ありがとうございました。以上で私の任務は終了いたしました。ここで議長席

を交代いたします。西野修平議長、議長席にお着きをお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

〔西野議長 着席〕

**日程第1 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第1の「津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙」を行います。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔承認 「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定いたしました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔承認 「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

それでは、指名いたします。副議長に、三船勝之議員を指名いたします。お諮り致します。ただいま指名しました三船勝之議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔承認 「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました三船勝之議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました三船勝之議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。この際、副議長にご挨拶をお願いしたいと思います。

〔副議長（三船勝之氏）自席より挨拶〕

●副議長（三船勝之氏）

ただいま、津山圏域資源循環施設組合議会の副議長という大任を仰せつかりました。若輩者ではございますが、議長と共に今日を契機に循環組合の推進に向けて一生懸命頑張る覚悟でございますので、どうぞ議員各位におかれましてもそして執行部の管理者の皆さん方にもどうぞご協力の程宜しく申し上げまして、簡単ではございますが副議長の就任の挨拶と致します。

●議長（西野修平氏）

この際、お諮りを致します。会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめこれを延長することに致したいと思っておりますが御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

**日程第2 発議第1号 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第2、発議第1号「津山圏域資源循環施設組合議会会議規則」を議題といたします。お諮りいたします。発議第1号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」の声あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。発議第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、討論を打ち切ります。これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

**日程第3 議席の指定**

●議長（西野修平氏）

日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席のとおりを指定いたします。

議席一覧表

1	秋山幸則	9	浦矢薫
2	岡安謙典	10	沖田清明
3	北本周作	11	岡本良市
4	末永弘之	12	福田弘
5	津本辰己	13	粟井忠義
6	西野修平	14	小童谷進
7	松本義隆	15	日神山定茂
8	村田隆男	16	三船勝之

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第27条の規定によって、1番、秋山幸則議員、9番、浦矢薫議員をこの御兩名を指名します。

#### 日程第5 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。この際、しばらく休憩とします。再開は、全員協議会終了後といたします。

午後4時10分から全員協議会を開催致します。全協室へお集り頂きますようよろしくお願い致します。

[午後3時59分 休憩]

[午後6時10分 再開]

#### 日程第6 議案第1号～議案第12号

●議長（西野修平氏）

時間が参りましたので会議を再開いたします。ご着席を願います。休憩前に引き続き会議を再開します。

その前に先程の全員協議会の中で色んな説明がありまして、その中で津山市の条例に準ずるといふようなことが次にでてきましたが、津山市の条例とはわからないのでここにでてくるものの中で、それを津山市の条例に準ずるといふふうにしてあるんで、津山市の条例、これは鏡野の沖田議員からですね、津山市の条例を私の方へもらえないだろうかという、後日でいいんですけどね。こういうことの要望がありましたのでそのことを宜しくお願いしたいと思っております。

それでは、日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合の休日を定める条例）」から、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（津山圏域資源循環施設組合議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）」までの議案12件を一括議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

ただいま一括上程されました専決処分の承認についてご説明申し上げます。

これらにつきましては、さる4月1日の津山圏域資源循環施設組合の設立に際しまして、当面必要不可欠なものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいた条例でございます。同法同条第3項の規定によりましてご報告を申し上げ、御承認をお願いするものであります。詳細については、後ほど副管理者よりご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

それでは、ただ今上程された議案について順次、補足説明申し上げます。

議案第1号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合の休日定める条例」についてご説明申し上げます。この条例については、5市町と同様に日曜日及び土曜日、それから祝日法に定める休日、年末年始の12月29日から1月3日までの日を休日とすることを定めるものであります。

議案第2号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合公告式条例」についてご説明申し上げます。この条例については、地方自治法第16条の規定に基づいて、条例等の公布、公表について必要な事項を定めるものであり、公布・公表に当たっての掲示板については、津山圏域資源循環施設組合事務所前の掲示板と定めるものであります。

議案第3号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員定数条例」についてご説明申し上げます。この条例については、組合事務局の臨時的職員を除く一般職員の定数について定めたもので、定数を20人とするものであります。

議案第4号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の分限及び懲戒について定めるものであり、派遣職員については派遣元の条例を適用することとしております。

議案第5号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合の職員の服務に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、組合の職員の服務に関し、必要な事項について、津山市の条例に準じて定めるものであります。

議案第6号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例については、地方公務員法第35条の職務に専念する義務の特例として、研修を受ける場合など免除する事項を定めるものであります。

議案第7号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員の勤務

時間、休暇等に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇について津山市職員に準じて定めるものであります。

議案第8号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第9号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方自治法の規定に基づき、組合の議員及び監査委員の費用弁償並びにその支給方法について定めるものであります。

議案第10号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方自治法に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものであります。

議案第11号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、管理者、副管理者及び職員等の旅費について、津山市に準じて定めるものであります。

議案第12号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」についてご説明申し上げます。この条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害等についての必要な事項について、津山市に準じて定めるものであります。以上、補足説明とさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第12号までの議案12件について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、討論を打ち切ります。これより、議案第1号から議案第12号までの議案12件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号までの議案12件については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 議案第13号～議案第17号

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第7、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算）」から議案第17号「専決処分の承認を求めること（平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第2次））」までの議案5件を一括議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

議案第13号につきましては、平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定予算につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。

予算書の1ページをご覧ください。暫定予算につきましては、4月、5月の2か月間における組合運営に係る人件費、事務費など必要最小限の経費、908万6千円を計上したものであります。

議案第14号につきましては、津山圏域資源循環施設組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。この規約は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、公平委員会の事務を岡山県に委託するために定めるものであります。

議案第15号につきましては、平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第1次）につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。

予算書の1ページをご覧ください。暫定補正予算（第1次）につきましては、6月、7月の2か月間における組合運営に係る人件費、事務費、今後の事務事業の進捗に支障を来さないための委託料など必要最小限の経費、1,353万円を計上したものであります。

議案第16号につきましては、津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。この条例は、地方自治法及び同法施行例の規程に基づき、長期継続契約の締結に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第17号につきましては、平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計暫定補正予算（第2次）につきまして専決処分の承認をお願いするものであります。予算書の1ページをご覧ください。暫定補正予算（第2次）につきましては、8月、9月の2か月間における組合運営に係る人件費、事務費、今後の事務事業の進捗に支障を来さないための委託料など必要最小限の経費、194万7千円を計上したものであります。

詳細については、後ほど副管理者にご説明させていただきますので、御承認を賜りますようお願いいたします。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

それでは、ただ今上程された議案について補足説明申し上げます。

議案第13号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合暫定予算」についてご説明申し上げます。暫定予算につきましては、4月、月の2か月間における組合運営に係る人件費、事務費など必要最小限の経費を計上したものであります。お手元にお配りしている暫定予算書の4ページをお開き下さい。1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費ですが、12万9千円の計上を行っております。これは、組合議会臨時会開会に係る議員16名の費用弁償、及び会場使用料を計上しております。5ページになります。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費ですが、397万5千円の計上を行っております。これは、嘱託職員2名及び臨時職員1名に係る人件費、技術審査委員会、建設検討委員会開催に伴う出張旅費、会場使用料等、また、15節 工事請負費165万円は久米支所3階を組合事務所として使用するための改装工事費であります。

6ページになります。2款 総務費、2項 監査委員費、1目 監査委員費では、監査委員2名の費用弁償として1万5千円の計上を行っております。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 施設建設費では、446万7千円の計上を行っております。13節 委託料438万7千円は、新クリーンセンター建設に係る技術提案業務、実施設計図書作成、許認可申請書作成などについての技術支援（技術相談・技術指導）業務について、全国都市清掃会議に委託を行うものであります。なお、当業務については平成19年度に、平成22年度までを委託契約期間として津山市が委託契約していたもので、本年度より組合が業務を引き継ぐものであります。

4款 予備費、1項 予備費、1目 予備費については、50万円の計上を行っております。以上、歳出合計は908万6千円であります。次に歳入についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。1款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 一部事務組分担金ですが、908万6千円を計上しております。各市町の負担率につきましては、規約に基づき人口割りで算出しております。

以上、歳入合計は歳出合計と同様の908万6千円であります。

議案第15号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合暫定補正予算（第1次）」についてご説明申し上げます。暫定補正予算（第1次）につきましては、6月、7月の2か月間における組合運営に係る人件費、事務費などの経費を計上したものであります。お手元にお配りしている暫定補正予算書（第1次）の5ページを

お開き下さい。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費ですが、当初予算 397 万 5 千円に対して、603 万円の増額補正を行っております。内訳では、嘱託職員 2 名及び臨時職員 1 名に係る人件費、技術審査委員会、建設検討委員会開催に伴う出張旅費、会場使用料等、また、14 節 使用料及び賃借料の内、土地・建物賃借料 105 万 5 千円は久米支所 3 階の組合事務所の使用料として津山市に納付するものであります。

6 ページになります。3款 衛生費、1項 清掃費、1目 施設建設費では、当初予算 446 万 7 千円に対して 750 万円の増額補正を行っております。13 節 委託料 720 万円では、美作市・西粟倉村の津山ブロック脱退に伴う広域一般廃棄物処理基本計画及び資源循環型社会形成推進地域計画の見直しとして、それぞれ 500 万円、100 万円を計上しております。また、用地購入価格を判断する資料とするため、本年 6 月 1 日を基準日とした土地再鑑定業務 120 万円を計上しております。以上、補正後の歳出合計は、当初予算 908 万 6 千円に補正額の 1,353 万円を増額し、2,261 万 6 千円となります。

次に歳入についてご説明申し上げます。4 ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 一部事務組合分担金ですが、当初予算 908 万 6 千円に対して 1,353 万円を増額補正しております。各市町の負担率につきましては、規約に基づき人口割りで算出しております。

以上、補正後の歳入合計は歳出合計と同様の 2,261 万 6 千円となります。

議案第 17 号 管理者が専決処分した「津山圏域資源循環施設組合暫定補正予算（第 2 次）」についてご説明申し上げます。暫定補正予算（第 2 次）につきましては、8 月、9 月の 2 か月間における組合運営に係る人件費、事務費などの経費を計上したものであります。お手元にお配りしている暫定補正予算書（第 2 次）の 5 ページをお開き下さい。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費ですが、補正前予算 1,000 万 5 千円に対して、172 万 7 千円の増額補正を行っております。内訳では、嘱託職員 2 名及び臨時職員 1 名に係る人件費、技術審査委員会、建設検討委員会開催に伴う出張旅費等であります。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 施設建設費では、補正前予算 1,196 万 7 千円に対して 22 万円の増額補正を行っております。12 節 役務費 20 万円は、地図データ変換手数料であります。以上、補正後の歳出合計は、補正前予算 2,261 万 6 千円に補正額の 194 万 7 千円を増額し、2,456 万 3 千円となります。

次に歳入についてご説明申し上げます。4 ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 一部事務組合分担金ですが、補正前予算 2,261 万 6 千円に対して 194 万 7 千円を増額補正しております。各市町の負担率につきましては、規約に基づき人口割りで算出しております。以上、補正後の歳入合計は歳出合計と同様の 2,456 万 3 千円となります。以上、補足説明とさせていただきます。

きます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。議案第 13 号から議案第 17 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、討論を打ち切ります。これより、議案第 13 号から議案第 17 号までの議案 5 件について一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号から議案第 17 号については、原案のとおり承認することに決しました。

**日程第 8 議案第 18 号～議案第 24 号**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 8、議案第 18 号「津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例」から、議案第 24 号「津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例」までの議案 7 件を一括議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

議案第 18 号は、「津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例」です。

この条例は、地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づき、組合議会定例会の回数を年 2 回と定めるものであります。開催時期については、規則で 2 月と 11 月と定めたいと考えております。

議案第 19 号は、「津山圏域資源循環施設組合情報公開条例」です。

この条例は、組合の所掌する行政文書について情報公開の推進に関し必要な事項について、津山市の条例に準じて定めるものであります。

議案第 20 号は、「津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例」です。この条例は、組合が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保、自己情報の開示請求などの手続き、開示決定あるいは費用負担、救済手続きなどを、津山市の条例に準じて定めるものであります。

議案第 21 号は、「津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例」です。

この条例は、地方自治法 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政状況の公表に必要な

事項について、津山市の条例に準じて定めるものであります。公表時期は毎年6月1日と12月1日とします。

議案第22号は、「津山圏域資源循環施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得および処分に関する条例」です。

議会の議決に付すべき契約としては、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負、それから、議会の議決に付すべき財産の取得または処分については、予定価格2,000万円以上、特に土地については5,000平方メートル以上に該当するものが対象となります。

議案第23号は、「津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例」で、普通財産の交換等ができる基準を、津山市の条例に準じて定めるものであります。

議案第24号は、「津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例」です。

この条例は、年度間の財源を調整するため財政調整基金を設置するもので、第2条で積み立てるべき金額が生じたときは、歳入に編入しないで基金に積み立てること、また、その管理、運用、処分について定めるものであります。

以上で、議案第18号「津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例」から議案第24号「津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例」までの提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。議案第18号から議案第24号までの議案7件について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、討論を打ち切ります。これより、議案第18号から議案第24号までの議案7件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第24号までの議案7件については、原案のとおり可決することに決しました。

## 日程第9 議案第25号

### ●議長（西野修平氏）

それでは、日程第9、議案第25号「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」を議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

### △管理者（桑山博之氏）

議案第25号、「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。

この会計予算は、先ほどの議案第13号、議案第15号、議案第17号の暫定予算を包括したもので、第1条で、歳入歳出予算総額を、9億1,481万8千円としております。

歳出については、来年度の工事着手に向けて、建設予定地等の用地取得費、環境影響評価、文化財調査などの調査費、また進入路・敷地、最終処分場等の造成設計費などを計上しております。一方、歳入ではその財源として、構成市町からの分担金、国庫補助金、地方債などを計上しております。

第2条では、津山ブロック協議会から引きついだ環境影響評価業務委託など4件の債務負担行為を計上しております。第3条では、事業の財源として借り入れる地方債の限度額を5億5,490万円と定めております。第4条では、一時借入金の限度額を6億円と定めております。詳細については、後ほど副管理者よりご説明させますが、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

### ●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

### △副管理者（中山満氏）

議案第25号、「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして補足説明申し上げます。

平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計予算は、歳入歳出9億1,481万8千円であります。

まず、歳出予算の費目別に主なものをご説明します。予算書の9ページをお開きください。10款 議会費、10項 議会費、10目 会費ですが、149万円の計上を行っております。これは、組合議会開会及び先進地視察研修に係る議員16名の費用弁償等を計上しております。

次に、15款 総務費、10項 総務管理費ですが、10目 一般管理費では1億5,152万6千円の計上を行っております。主な内訳としては、嘱託職員2名及び臨時職員1名に係る人件費、組合事務局に係る事務費等であります。なお、13節 委託料のうち出納事務委託料150万円は津山市への事務委託料、19節 負担金補助及び交付金のうち職員人件費等負担金1億2,600万円は派遣職員人件費について派遣市町に納付するものであります。15款 総務費、60項 監査委員費、10目 監査委員費では、監査委員2名の費用弁償として9万6千円の計上を行っております。

25 款 衛生費、20 項 清掃費、20 目 施設建設費では、7 億 4,920 万 6 千円の計上を行っております。13 節 委託料のうち、津山市土地開発公社事業委託料 6,663 万 1 千円は、平成 19 年度・20 年度において津山市土地開発公社で実施した環境影響評価、土壌調査、測量等の業務について精算するものであります。

その他、環境影響評価業務 4,600 万円、契約支援業務 1,300 万円、埋蔵文化財調査関係 2,650 万円、敷地・進入路造成設計業務 4,295 万円、最終処分場実施設計業務 1,386 万円などであります。17 節 公有財産購入費 4 億 7,300 万円については、新クリーンセンター建設用地及び進入路用地購入費であります。22 節 補償補填及び賠償金 5,040 万円については、用地購入に伴う立木等補償であります。

65 款 公債費、10 項 公債費、15 目 利子では、一時借入金利子 750 万円を計上しております。

80 款 予備費、10 項 予備費、10 目 予備費については、500 万円の計上を行っております。以上、歳出合計は 9 億 1,481 万 8 千円であります。

次に歳入についてご説明申し上げます。7 ページをお開きください。

45 款 分担金及び負担金、10 項 分担金、10 目一部事務組合分担金ですが、3 億 878 万 4 千円を計上しております。各市町の負担率につきましては、規約に基づき人口割りで算出しております。

次に、55 国庫支出金、20 項 国庫補助金、15 目 衛生費国庫補助金では、国からの循環型社会形成推進交付金 5,073 万円を計上しております。8 ページになります。

85 款 諸収入、20 項 預金利子 10 目 預金利子では、1 千円を計上しております。

50 項 雑入、15 目 雑入では、津山ブロックごみ処理広域化対策協議繰越金等、40 万 3 千円を計上しております。

90 款 組合債、10 項 組合債、25 目 衛生債では、一般廃棄物処理事業債 5 億 5,490 万円を計上しております。以上、歳入合計は歳出合計と同様の 9 億 1,481 万 8 千円であります。以上、補足説明とさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

はい。提案理由の説明は終わりました。質疑はありませんか。

●議長（西野修平氏）

秋山議員。

●1 番（秋山幸則氏）

それでは時間も過ぎておりますから周辺の 4 町の議員さん方に大変なご迷惑をお掛けしますが、お許しを頂きたいというふうに思います。先程、休憩中にも若干のご報告をさして頂いたわけではありますが、私ども津山市議会、平成 18 年 9 月 15 日から 12 月 15 日にかけてごみ処理センター建設候補地の募集についてというこういった手法の中で多くの地域の皆さん方のご協力を頂きながら候補地の応募をしまいいりました。なんら瑕疵もない本当に公正公平な形の中で色んな条件があるわけではあります、応募の条件

とすれば地元町内会並びに周辺の町内会、あるいは地権者の共同申請とするこのような形の中で問題なしに検討がなされたものというふうに考えておりましたが、いよいよ領家が一番の点数を持っておるとい形の中で決定をされたという経過があるわけでありませぬ。

そういった中でいよいよこの一部事務組合も4月1日からスタートする、私共は1日も早い建設そして完成というものを願っておるところであります、そういった中で領家地区あるいは鏡野町の皆さん方が再考を求める組織をつくれ、街頭宣伝をされておられる、何があるのかなあ、色んな形の中でお聞きをしておりますと応募の時点から色々瑕疵がある、こういうことであります。そこで私ども津山市議会、領家地区の皆さん、あるいは鏡野町の皆さん方のお越しを頂きまして、議会の中で色々ご意見を聞かして頂きました。大きく胸を打たれたのは、「我々を引き殺してでも工事にかかるならばかかりなさい」、あるいは「子どもたちにこの応募様式に違反しておると。どうやって子どもたちに説明をすればいいんか」涙ながらに訴えられる、こうこの中で私共は胸を打たれたことであります。まあそういう中で、私もこの問題につきましては平成18年6月議会で新しく市長になられた桑山さんに質問した以降は、彼の長い議員生活の中での政治手腕というものに期待を寄せながら粛々と前に進んでおるといふふうに安心をしておったところであります、9月議会の中でも質問させて頂きました。あるいは厚生委員会の中でも質問をしたわけではありますが、そして多くの議員もいよいよこの工事も着工寸前であるという形の中で議論をした訳ではありますが、情報公開あるいは透明性、私共が理解ができるようなそういったものではなかったというふうに私自身は理解を致しております。

そういう中でゴミ処理施設の公募の在り方や、建設予定地や、最終処分の在り方の問題など非常に不明瞭な点が多く指摘をされたところであります。そして土地開発公社の土地先行取得の課題や領家町内会公会堂建設など課題は厚生委員会のみでの審査は不可能である。さらなる調査研究を進めることが必要である。こういうことであります。その為にはごみ処理建設は早期に完成させなければならない重要な事業であり、12月議会最終日までに結論を出すことを目標と致しまして、そのためには事業推進に関わる予算提案などは特別委員会と協議し承認なしには行わないとして特別委員会を全会一致で設置をし、集中的に論議をします。今日までわずか2回しかいたしておりませぬ。大体この10月中には大まかな結論を出そう、そして12月までにはこの調査項目を終了しようという形でやってきておるところであります、今回この提案を受けまして非常に残念に思っておるところであります。そういった中で、本当に瑕疵がなかったのかどうか、その問題もあります。あるいは土地買収をしない間に監査請求が出されるという状況、こういった形の中で私共としても本当に頭の痛い問題であるわけでありまして、地方自治法第2条第14項には地方公共団体はその事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果等を上げるようにしなければならないとい

う項目があるわけではあります、そういった形の中で本当に遠回りになるかもわからないがこの調査特別委員会というものを全会一致で設置をしておるところであります。そういった中で今回本当に4町内の皆さん方には大変なご迷惑を掛けております。しかしながら私共はこの監査請求が却下されるならば10年戦争といわれておる裁判闘争に持ち込むと、こういうことでありまして津山議会としても再考を求める方々、あるいは反対されておられる方々と、当局の間にこの我々議会が立って何とか丸く治めれるものは納めて行こう、こういう考えももっておるわけではあります、今日のこの議会になったところでもあります。そこで津山市議会が全会一致でこのようなことを決め、今朝も9時から管理者である桑山市長、副管理者である副市長にもご出席を頂いて懇談会を持ちました。そして昨日までにはそれぞれ代表が何とかならんかと、今回の提案というものを見送り、足るものは提案をし我々も認めていこう。諸々の事務処理は粛々と進めてもらったらいいじゃないか、こういうことでやっておったわけではありますが、残念な結果になりました。そこでもう一度お伺いをしますが、私共が9月議会で全会一致で決定をし、そしてその提案理由というものをお聞きになっておると思うのであります、特別委員会が十分論議をし、そして調査をし、結論が出るまでこの予算執行はしないということがこの場で確約ができるのかということが一点、そしてもう一点はいよいよ監査請求がでております。2億円以上支出することは駄目だという、そういう趣旨ではあります、その中でおそらく土地の変動もあるでしょう。平成4年の取引、それ以降色んなことがあったと思いますが、やはり損害賠償というものが起きるんじゃないかということが言われております。管理者あるいは副管理者、そしてその責任にある市の職員も損害賠償をしなきゃならんというこういう判決が仮にでた時には、皆さん方は当然覚悟なさっておると思うのであります、私はそういったことはないように何とか平和的に民主的に全ての分かる情報は公開する、透明性をもって議会対応をする、そういう当局であって欲しかったというふうに思いますがそこら辺も含めましてもう一度、管理者なり副管理者から明快なご答弁を頂きたいという風に思います。

●議長（西野修平氏）

はい。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

お答えを申し上げます。現在公正な手続きを経て久米領家地区にクリーンセンターの立地がなされたことは秋山議員も津山市議会においてもそのようにおっしゃっておられ、また今もお認め頂いておるんだと思います。そのことを前提と致します。

さて、現在このクリーンセンターはお互いの議会においてその基礎的な憲法ともいべき規約を議決を致し、かつ岡山県知事の認可も得て地方自治法上における特別地方公共団体として存在をしております。これが事業主体でございます。そこに各自治体からいわゆる議員がでておられまして、今ここに皆さんがいらっしゃる。そして我々が執行機関としてその手続きをご提案申しあげておる。その手続きはもう既に議案を作成・

編成を致します時に全員一致の管理者会の議決を経て、この議案を提案させて頂いておるわけですね。従いましてこの議案は練りに練られたものであり、そして肅々とご議決を頂けるものとこのように考えております。

なお、津山の議会のことについては私は触れる立場にないと思っております、色々ありましたけれども1日も早くこれを進めていくことが多くの住民に対する期待に応えることになると。いささかも不公正は私はない。つまり今残されていることは、とにかくにもいわゆる風評被害とか色々な感情をお持ちであるその方達にどのように我々が説明をするかといういわゆる情の部分が残っておるわけではあります、それだからとかといってこの議案をいわゆる通さないで何が多くの市民に対する期待に応えるということが言えるのでしょうか。私はそのような確信をもって何もかにも一緒にたにするんじゃないでこのことはきちり確信をもって説明ができるし、また今日まで公募立候補制というものが多くの市民・住民の支持を得てきたこと、きちんと確信を持って今もいますのでどうかこの一部事務組合は独立機関として色々ありますことは今後この一組の執行機関、あるいは議決機関においてどのようなことができるであろうかということは十分考えていくと、これはしかし予算の議決をすることは別個のことであるとのように考えております。以上であります。

●議長（西野修平氏）

はい。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

前段の部分は今管理者が答弁した通りですけれども、後段の部分で裁判が起きたということがありますけれど、裁判が起らないようにですね、我々はしっかりと説明をしてですね、ご理解を頂きたいというふうに思っております。それからご指摘の情報公開等でございますが、やはりあの、出来るだけの情報を出して皆さんにご理解を頂くようにしたいというふうに思っております。それからまあ、津山市におきまして特別委員会が設置されまして色々調査をしておられるわけですけれども、これも我々一つの機会と捉えてですね、しっかりと説明をし、議員の皆さんにご理解を頂くようにやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

秋山議員。

●1番（秋山幸則氏）

市長から、市長いうよりも管理者からご答弁を頂きましたが、私共は公正な手続きで応募された、公募されたいうふうに信じておったんですけど、ならばなぜ今になって訴訟が起きたのか不思議でならぬのであります。9か所のここに応募状況があります。今日は鏡野町の山崎町長副管理者としてご出席であります。18年12月14日に初期申請書類が提出されております。残念ながら鏡野町の地元の町内会のこの了承というものはありません。だから今回のようなこういう形の中で、訴訟は領

家地区でありますが監査請求も起きております。私はそういった手順を100点を踏んでおればこのような事態は起きなかったであろうというふうに思えてならないのでありますが、そこで山崎副管理者、あなたの地元の鏡野町の住民であります。涙ながらに訴えておられましたがこのことをどう捉えられておられるのか、そしてこういった訴訟までが今起きておる、あるいは監査請求が起きていること、どのように考えられておるのかお尋ねをし、時間の関係もありますので津山市議会のことはここでは関係ない、言う必要ないゆーご答弁でありますのでまたの機会にやると致しまして、以上の日程の方をご質問して私は終わりたいというふうに思います。

●議長（西野修平氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私、鏡野町の町長であります。そしてまた、圏域で組しておる資源循環施設組合の副管理者という立場でもある、そういうようなことからやはり圏域で各地域の各住民から出されるそれぞれの一般廃棄物を処理する、生活から出る廃棄物を処理するというような立場、それから今言われておりますクリーンでまた清潔な環境、文化的な生活を営む上でもやはりこういう施設は必要なわけであります。そういうふうな意味からも色々選考されて、そしてこの領家地区に決まったわけありますけれども、そういうふうな立場から考えればやはりいずれかに決めなければいけないのは当然でありますし、喫緊の課題でもあるというふうなことから領家地区に決まったというふうなことであります。その経緯につきましては行政という、一組合、一組織からそれを反対するというふうなことではなりません。それはその専門的な知識を持ち得た第三者機関から決定されたというふうなことでは、それを真摯に認めざるを得ない、いうふうなことであります。そこに我が町があるわけあります。

そういうふうなことから、やはり混同するというふうなことではそういうふうな物事の解決にはならない、いうふうなことからその決定に従うとゆうのは圏域の一組としての思いであります。そういうふうなことを皆さん方にも理解をして頂きましてご決定を賜ればと、このように思っております。抽象的な答弁になりますけれども、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（西野修平氏）

はい、秋山議員。

●1番（秋山幸則氏）

そういう質問でなしに領家地区が申請をした時には、例えば下原下野町内会の判があるんじゃないんですかと、その周辺の町内会としてこの中に10町内があるわけあります、全部旧久米町の町内会でありまして、この中に私は鏡野町の下原上とか下とか、まあ色々その周辺の町内会のこの了解の申請書類がないと私は大きな瑕疵があるというふうに思っております、その件につきましては

後日出されておる、そして下原下は取り消しになっておるというような状況であります。まあそこらへんで鏡野町の町長としてどういう感じを持っておられるかなということをお聞きした訳ではありますが、もうよろしゅうございます。またそれぞれの司法の場でご論議あろうかというふうに思いますのでこれで終わりたいと思います。

●議長（西野修平氏）

はい、松本議員。

●7番（松本義隆氏）

失礼致します。只今上程されました議案第25号の予算案の中の2億1,480万8千円の津山市の分担金は、我々津山市議会にはこれまで一度も説明、報告もなされていない。またこの分担金を津山市議会は認めてはおりません。それなのにどうして今日のこの臨時会に提案をされたのか管理者に説明を求めたいと思います。

●議長（西野修平氏）

はい、桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

松本議員さんのお尋ねがございました。この一部事務組合は津山市議会とは独立しておる機関でありますけれども、議会を招集しそしてご審議を頂きます手続きにつきましてはこれは所定の通り提出はし、今日の議案になっておるとゆうことはお認め頂いておると思います。そういういう手続きについての、当面の手続きについての錯誤というものはございません。問題はこの、津山市議会のことにつきましては、ここではちょっと申し上げられません。

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●1番（松本義隆氏）

管理者ねえ、あの説明をできないということは大体おかしい話でしょう。これ予算なんですよ。この一部事務組合の津山市が分担しなきゃならん予算をです、説明ができないというようなものを上程してどうするんですか。きちっと説明をやりぱりしてもらわにやあいけません。きちっとこの場でしてもらわにやあいけません。そうしないと他の町に迷惑がかかるんじゃないですか。私たちはこれを認める訳にはいきませんよ。今のようなことだったら。

●議長（西野修平氏）

吉田事務局長。

△事務局（吉田事務局長）

先程松本議員さんからおっしゃいました予算2億1,480万8千円のうち、1億5,000万4千円につきましては、当初予算で議決を頂いておるとゆうこととでございます、この負担金については津山市の当初予算で議決を頂いておるとゆうこととあ

りますのでご理解を頂きたいと思います。

[「じゃあ、残りの1億は」の声あり ]

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●7番（松本義隆氏）

あの吉田所長、どこでそれを審議されたんですか。当初予算ていいですけどね、どこで審議されたんですか。普通これ厚生委員会で審議しなきゃいかんことでしょう。我々厚生委員会におるんですけがね、審議した覚えがありませんよ。自分達の思いだけでこれやっちゃいかんと思いますかね。やっぱり議会にきちんと提案をして頂いて。それだから私達は今までこのことについて再三ね、当局に説明、報告してくれということ再三申し入れたはずなんですよ。だけど申し入れをしてくれなかった。だからそういったことでね、この場でね、当初予算でちゃんと説明をしましたと、というような話をされても私達はこれを認めるってことにならないんですよ。やはりこの場でねきちっと津山の議員が8名おられるわけですから、この8名の議員がきちっと納得してくれないと、これをねこんなことで誤魔化されても私達、誤魔化されません。やっぱり審議をきちっとしかるべき常任厚生委員会があるわけですから、常任委員会できちっと審議をされたものがここに出されたっていうんだったらわかりますよ。説明も報告もないんですよ。だからそのところをねもう一度きちっとね、今吉田所長がいったようなことでは納得できないので、もっと納得できることを答弁して下さいよ。

●議長（西野修平氏）

吉田事務局長。

△事務局（吉田事務局長）

先程申し上げました当初予算につきましてはこの3月の定例市議会、そして委員会等での説明を申し上げてご承認頂いたというふうに理解しております。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい、松本委員。

●7番（松本義隆氏）

じゃああの吉田所長、今あの当初予算で1億くらいいましたよね、1億なんぼいましたかね。

△事務局

1億5千。

●7番（松本義隆氏）

1億1千でしょ。そうするとやっぱりこれ1億のお金というのが合わないんですよ。この1億はどこから持って来とるんでしょうか。まあ私はこれ説明されたと思っ

てないんですが、まあ譲歩したとしてですよ、1億の金これどこから持ってきたんですか。これを説明して下さい。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

ご説明を致します。この津山市の分担金2億1,400万少々ですけども、これは全体の予算額の中で津山市が持つ負担割合、これが69.565%というふうになってますのでそれではじいた額で、これが津山市の分担金ということで2億1,400万少々。それでその内の1億5,000万につきましては先程いいましたように3月議会で議決を頂いておるといことです。そしてその残りの部分についてはまだ議決はもらっておりません。しかし津山市の負担割合に基づく負担ということで、ここの分担金に計上しております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●7番（松本義隆氏）

今、副管理者の中山副市長から説明がありましたけれども、お聞きのとおり1億いくらゆうものはまだ承認を頂いていないとゆうことを言われようんですが、承認を頂いてないものがなぜこうやって上程してくるんですか。それ自体がおかしい話でしょう。これ他の、他の町の議員の皆さんにどう説明がつくんですか。納得してくれると思いますか。そうでしょう。だから私は納得できる説明をして下さい言ようんです。そんなことでね今日これを予算議決をするゆうこと自体おかしい話です。そうじゃありませんか。だから私達は津山市議会にきちっと報告をして津山市議会が承認をしてから上程をしてくれということを議長室を通してから再三申し入れをしておるじゃないですか。それをあなた方が当局が聞かなかったんでしょ。管理者側が聞かなかったわけでしょう。じゃあそうじゃないですか。実際、今の副管理者の答弁ではそうじゃないですか。まだ津山市議会が1億くらいも議決ももらってないって、今はっきり言われましたがな。それを今言ったご答弁は嘘ですか。本当の答弁でしょう。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

この津山市の分担金の額はですね先程も申し上げた通り全体の予算額の中で各市町の負担割合で計上しておるものでございます。それで1億5,000万はすでにご承認頂いておるわけですけども、残りの部分6,000万程でありますけれどもこれについてはですね今後是非ご承認頂きたいということで、これは予算の大枠で分担金をのしておるといことでございます。是非ご理解頂きたいと思ってお

ります。

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●7番（松本義隆氏）

分担割合は分かりますよ、そりゃ。分かるんですけどこれ予算ですから、大事な税金を使うわけですからやっぱり我々議会にきちっとこれ説明してくれんといけんじゃないんですかということと言ようるわけです。そうしないのにこの予算を今日なぜ提案をするのかということと言ようるんですよ。でしょう。それをね今日認めてくれ言うたってここでこれ採決とって認められたらね、これ笑われる一部組合になりますよ。そうでしょう。まだ予算がついてないのにこんな上程しとるゆうのはね、分担割合は分かりますよ。分担割合はこれでいいですよ。だけど、今言うように副管理者がまだこれから承認を頂くように努力するゆうて言われようるんでしょう。そんな状態でこれなぜ提案するか、提案は下げてもらわなきゃいかんういう話じゃないですか。そうでしょう。おかしげな話でしょうがな。これ。もっとそんな話じゃなしに、もっと我々が説得できる話にして下さいよ。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

今回当初予算ということで出しておりますですね、当初予算は基本的に総計主義といいますか、全ての予算をこう挙げて出すということになっておりました、ここに挙げております。そして先程いいました残りの6,000万少々についてはですね、12月議会ですね、是非津山市議会にあげてですねご承認頂きたいと思っております。本来なら9月であげればよかったんですけど、この12月予算であげさせてもらいたいと思いますのでどうか宜しくお願いします。

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●7番（松本義隆氏）

副管理者あの、12月の予算でゆうようなことをね、言われるんだったら、じゃあ12月のときにこれ、この議会が次に開かれる時にあげりゃあよかったんじゃないんですか。12月にきちっと通して、後からこんな話があるもんですか。誰が認められます？認めてくれると思います？これ認められるような一部事務組合だったら、これね、こんな組合議会いらないうです。解散したほうがいいです。私はそのように思います。そういうことだけね、きちっと申し上げておきます。もう駄目です。話しとつてもねえ。同じような答えしか返ってきませんのでね。あの、今桑山管理者がなんかマイクを持ってましたから、もしとるんなら答弁してください。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

なにかこれ誤解があると思います。つまり当初予算ということは1年間を通年して見込まれるものを総計予算として出す。これが会計の原則であります。従いまして色々あるものを年間予定されるものを出しておると、今説明をしておるということでもあります。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい、松本議員。

●7番（松本義隆氏）

だからねえ、当初予算当初予算というのはわかりますよ。だったらねえ、我々の議会になんで説明をしてくれないのかいうことを管理者、ようるんですよ。説明がないんですよ、我々に。一度も。にもかかわらず、なぜそんな答弁がでてる。不思議でかなわん。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

私は言いたくなかったというのは先ほど言いましたように、津山の特有な事情があったから、早く早くということで我々はもうこれ以上一緒にやっている自治体の皆さんに迷惑を掛けるべきではないと、ここで一つ年間予算をこのように出すことによってお詫びと言いますか、私自身と致しましても、この非常に責任を感じておる、それが今日何とかご理解頂けることになったなと喜んで思ってたわけでありまして。つまり1年間の予算をここでですね、遅れておったけども、お待たせしました。申し訳ございませんと、こういうふう提案を致しましたのでご理解を頂きたいと思えます。そういうことで総計予算をですね、出しておるということでございますから、そういう状況に我々のところがなかったということが非常に色々なことに響いておるということについて、どうか一つ他の津山市議会の自治体の皆様にお詫びをしなきゃいけない、私はそのように思っています。以上です。

●議長（西野修平氏）

松本議員。

●7番（松本義隆氏）

桑山管理者ねえ、津山市特有の事情があるということはね、これはよその他の町に関係はない話でしょう。一部事務組合の今話をしよう。ましてや私も今、予算のことについて審議をしようわけですよ。だからその事情をね、こんな予算で誤魔化して勘弁してもらおうゆうような答弁は成り立たん。これはおかしいでし

よう。私は元来元々こうゆう予算は、本当は一部事務組合でやる場合は多数決ではなくて全会一致で決めるべきだと思うんですよ。そうでしょう。我々はなぜこういう質疑をしなけりゃいかんのですか。管理者がさせようるわけでしょう。こういう質疑をさせようるわけじゃ。私達なにもこういう質疑がしたくてしようるわけじゃないんです。本当はこういうものはね市民や町民にとって絶対必要な施設ですから、1日も早くやらにゃあいかんのが本当なんです。だからそういったことでね定義もきちっと踏まれて、我々議会の者がきちっと納得したらこういうものはすっと議決されるんじゃないんですか。満場一致で議決されるものじゃないんですか。それが出来ないっていうのはねやっぱり管理者側にねこれ責任があって、落ち度があったりしてこのような結果になっとんじゃないんですか。そうじゃないですか。あなたは特有な事情と言いますけど、私からみると管理者個人の特有な事情があるんだらうと私は思うんです。何もこの一部事務組合の中で特有な事情なんかありやしませんよ。津山市議会も特有な事情なんかありやしません。だからそういうわけのわからん答弁はね、他町の皆さんもおられるわけですから、ましてはここは公式会議です。恥ずかしいからそういう答弁しないで下さい。うちの津山市議会ではございせんから。だからそういうことを踏まえた上でこういうことはきちっと提案をして頂きたいと。12月に補正予算を組むんだったら補正予算を組んで、そこが通れば、通った時に初めてまた次の臨時議会でも開いて頂いて、この臨時予算を通して頂く、そがいにしてもらうのが私は一番ベストではないかと私は思います。だからこれ以上答弁を求めても同じことになりましようから、私の質問もこれで終わりますけれどもそここのところはよく含んだ上で議員の皆さん方が判断をして頂けたらといいかなと思っております。

●議長（西野修平氏）

はい、桑山管理者。

〔「答弁はもうよろしいと言っている。」と呼ぶ者あり〕

△管理者（桑山博之氏）

これ以上、迷惑を掛けないようにするのはどうしたらいいか、ゆうことで当初予算もこんなに遅れてしまいましたけれどもここで年間、総計予算としての提案を申し上げておるということでありまして、早くこの否定をされていかないということでもありますから、それならば早く仕事に取り掛かって行くべきである、これは市民的な当然の発想であると思っております、特別な私達といえますか、私ら 津山市のことについては一組のこの場ではあまり触れたくないと申し上げたのはご承知の通りの事情ではございましたから、私は今回、この、先ほど副市長も言いましたけども副管理者も言いましたけども、ここで遅ればせながらだしておる予算が通過することによって、私はこれまでの遅れを取り戻し、市民に、多くの住民に納得してもらえることになるのではないだろうかと思う

ているわけでございます。

●議長（西野修平氏）

三船議員。

●16番（三船勝之氏）

今、市議員側の方から、その立場の意見だったと思うわけではあります、全協でも議員の皆さん方、本当に4町に迷惑を掛けたというふうに言われるわけがあります。がしかし、今、松本議員が言われることもそうであろうと思う訳ではあります、しかし今日までこの組合議会が開かれなんだということも、十分私はお考えになられとかと、このことはそもそも早く組合議会が開かれとると、このこともおきまして問題なく私は皆さん方に予算も認めて頂ける状況ができとったんだろうとこのように思う訳であります。ここまで延びてですね、執行部の方も管理者の方もですね、出してきた。確かに後の残金については津山市さんも認めてないかもしれませんが、あとの4町も同じことだろうと思うわけであります。しかしここまで組合議会が延びたということもですね、しっかり私は市議会の皆さん方には念頭において頂きたいとこのように思うわけであります。

そしてまあ先程からお話しがありました中にですね、津山市さんは市議会さんは市議会さんで調査特別委員会を立ち上げられた。私はそれはそれでしっかり審査して頂ければ結構だとこのように思うわけであります。がしかし、皆さんも津山市議会の代表であります。我々も4町の議会の代表であります。そうした中でこのこういう問題につきましては長年の懸案であり、もう既に今日の計画書を見るともう尻がつまっとるという状況でございます。私はそういう状況の中で今回の提案に踏み切られたとこのように思うわけでありまして、まあ先程から言われております当初からの公募の問題の時点から問題があったと言われておりますが、このことも管理者とすれば適地の選考委員会であるとか、また価格の問題についてもですね審査をされて妥当な予算をあげられてこられとると、このように我々は思っておるわけでありまして、それが価格が高いのだと言われればそれもしっかり私は調査特別委員会でしっかりご検討願って頂いてその時点でまたご報告も願い、また津山市の市議会の方でしっかりと12月定例会も間近でありますから、しっかりご論じて頂いたらいいのではなかろうかなとこのように思うわけであります。そういうことで今日は組合の、一部組合の議会であります。そういう観点に立って今回提案されとる議案については様々なご意見がありましよう。先程から色々と言われとりますが、私はこの辺で議長に決議をお願いしたいとこのように思うわけでございます。以上であります。

●議長（西野修平氏）

末永議員。

● 4 番（末永弘之氏）

まずあの先程、三船議員の方からいわば議事進行に関する話が出されました。私はまだいくつか質問したい、こういう課題を持っております。そういう意味では質問の許可をして頂きたい、これをお願いしたいです。その辺に立ってよいよ最終的にどうするかゆう結論をだすのがその時にして頂ければありがたい。こういうふうをお願いをまずして、さて管理者ならびに副管理者に具体的にお尋ねします。確かに延びた原因が津山の側にある、これは認めざるを得んと思います。早くやらなきゃならない施設だということもお互いが認めなきゃならない。しかし私はだからといってこの圏域議会としていろんな矛盾があると思えることをそのまま予算を認めるということについては、いささか問題があると思っております。そこでまず管理者に、秋山議員からも出ました私もこの意味で聞いておるんですけども、「私を引き殺してでも工事に入るなら入れ」と、こういう意味合いのことを言われていることについてどう思われるのか。色んなことがありますよ。早うやらにゃあいけん。圏域の責任だ。色んな事を管理者が言われましたが、この言葉の持つ意味合いというものと、それでもやりますかということもお尋ねしたいと思えます。さらに申請書類に瑕疵があるということについて三船議員さんは、津山の特別委員会で調査すべき課題ではないかという意味のことも言われました。確かにそういう側面はあると思えます。しかし少なくとも圏域の準備組合の段階で公募に踏み切って申請書類を受け付けてきたわけです。だとすれば、津山の議会の特別委員会だけの課題じゃなくて圏域としても整理すべきだと思っております。そういう観点で質問致します。5月の30日に適地選定委員会が決定して、6月の25日だったと思えます。いわゆる当時の準備組合といたたらいいんでしょうか。管理者会議で最終決定を領家にしたと。このいきさつの中で、山崎副管理者と西田副管理者にお尋ねしたいんですけども、特に西田副管理者は勝央町の町長さんですから勝央町として、町有林も含めて公募に応じられて書類を出された。こういうことになっているわけです。鏡野町側は久田が確か出されたと思えます。多少お二人とも町長という立場から見ても、これらの書類に関与されていたんじゃないかと、関与と言うたらおかしいですね、知っとられたんじゃないかと思うんです。これから私が申し上げる領家の書類と比べてみて、あなたがたの鏡野町の久田と勝央町の為本などだったと思えますが、他の書類と比べてみてどうかという感想もお聞きし、総論的には桑山管理者にお尋ねします。領家の申請書類は明らかに地元町内会が、久米連合町内会です。これがなぜ地元町内というふうになっていくのか。申請書類を受け付けた段階で当時の職員などが、たぶん久米連合町内会が地元町内に書いたらおかしいと思われたんだらうと思えます。これは憶測です。一体地元の町内はどこなんですか、予定地の。こういう問いかけの中でそういう意味で言うたら領家ですか。じゃあ領家が地元ですか。こういうふうに巧みにそこは、僕は適地選定委員会にだす書類を変えたと、変えたという言い方は失礼かもしれません。表現としたらそ

うなったと思うんです。地元が領家じゃけん、そりゃ領家と書くのは当たり前じゃいう論理だろうと思うんですよ。しかし公募の書類というのは明らかに久米連合町内会なんです、応募にした書類は。そして周辺町内は行が違うかだとか書く欄がなかったとか色々当局は今まで説明してきましたが、領家の町内会長の印鑑と中北下の町内会長の印鑑が周辺町内会に押されておるんです。これについて公募の様式では地元町内会及び周辺町内会の代表、こういうふうに書いておるんだから周辺町内会は十あっても二十あっても代表が印鑑を押しとるけんいいんだという意味合いのことをしきりに言われておるわけです。これはあきらかに日本語の解釈と間違っていると言わなきゃいけません。本当の意味で代表というのを皆さん方が説明したように十あるところの代表だったら十の人が寄ってここの町内を代表にしましょうという決議があって、そういう書類があって初めてこの人だけの判こを認めるという措置に講ずるべきなんです。ところがあくまで領家の町内と中北下の町内が印鑑を押した周辺町内です。ここには先程から問題になっている鏡野町の側は全くありません。共同申請すべきところなんです。あれやこれや聞いてみますと周辺町内はどないでもえかったんじやということまで言いました。ここで先程言いましたように山崎副管理者と西田副管理者にお尋ねしたと絡んでくるわけです。周辺の町内はどないでもえかったんじやという書類をあなた方は作られましたか。久田・為本が。そんなことはないでしょう。みんな真面目に一生懸命周辺の町内の同意を貰う為に苦労されとる。中には結局申請の段階で周辺の町内の同意を貰えんから諦めようかということまでしてきたのは、事実私は二つその地域を知っております。そのことはいいんですけど。ここの申請書類に私は瑕疵があったと思えて仕方がないんです。

もう一つ申請書類との関係で、正月を過ぎて総会をやって1月29日付で事務連絡を申請された地域におこなった、その時に総会の議事録をつけ、無い場合は総会内容の分かる物を添付しろと、おおむね必須条件か必須条件じゃなかったかは別として地元の町内と周辺町内にそれを求めたわけです。これについて私は領家以外の申請書にはそれなりにゆうたら失礼ですが、それなりの議事録等がついておると。ところが領家を見る限り、旧久米町側の十の町内がだされて、一つは別の総会の内容が分かる書類、議事録にはなっておりませんが、その他の九つは領家も含めて全部誰がこしらえたかわかりません。同じ様式で、全部同じで、書いておることはちょっとは違う。当然署名した人間も違う、穿ってみれば事務局がこれを書いてきんさいと渡したような書類です。みんな同じです。ここの町内。こんな総会議事録、あるいは総会内容のわかるものが添付されていていいんか悪いんか、これは管理者に聞きたい。なんでこんなものが町内総会の議事録になるんかと言いたいんです。しかも私が個人的に知った情報では、正しい意味で町内の議事録と言えるかどうかは別として、領家の町内会長さんはメモ用紙という言葉が使われているようですが、いずれにしても総会の議事録はあると言われているんです。ところがその総会の議事録の添付ではなくてって今言っ

た統一メニューの内容の分かる物を書かしたという、誰が書かしたのかわかりませんが。そういうふうなものが一体なんべんもいますが、久田や為本などで通ったのかどうかこれも含めてお尋ねしたいところです。

申請書類に関わってもう一つ、本来公募条件では最終処分場、焼却施設、リサイクル施設の3つが、言わば必須条件、3点セットでこれを引き受けてくれとそういう地域から申請してくれとこういうふうになつとるわけです。領家は確かに申請した時点では何があったかわかりません。しかし申請をして、先程言った6月の25日に管理者会議で決定をして発表した、それを受けて8月12日から最終処分場の建設には協力できません、町内会の総会の議決として管理者並びに当時の津山市長に対して申し入れ書を出しました。1年間、4回にわたってでておるんです。同じ趣旨から。これを考えてみれば3点セットのうち最終処分場は領家は受け入れるわけにはいかんという地域だったんです。公募の時にはそれが明らかになっていなかったといたらそれまでですが。なぜそんなことになるのか不思議でかなわんじゃないですか。そして4度にわたる領家からの申し入れ書を見る限り、まず最初は、先程言いましたように領家町内会として協力致すことができない旨を連絡するところなる。その次は1回目の回答は市役所から今の問いかけに対して19年の10月12日にあったようです。その回答がくるまで領家とすればあなた方がいう申請した張本人ですよ。あなた方がいう、それは募集要項などはしらなんだ。内容が理解でなかった。そういうのだから領家を決めたんじゃけん最終処分場は受け入れれんところなっておるんです。こんな申請書、あ、失礼、申請した町内、地元の町内さんらが言っておる、適地選定委員会に領家の地元申請者は、領家町内会ですと書いた、この領家町内会がそういう物を書いたんです。3回目に至っては無茶といってもいいですよ。なんで領家を決めたんならと書いておるんですよ。あんた方に質問をしておるんですよ。おかしいと思われませんか。どう考えてみてもね、おかしいといわにやいけんと思えますよ。これらを考えれば一番最初いいましたまさに申請者そのものが領家じゃなかった。それをなんらかの手違いで領家が申請したと称して適地選定委員会で決めてそれを2度に亘る現地調査をした結果、管理者会議で決めたとしか言いようがないと思うんです。こういう状況下がある中からここの領家の土地を買おうとする予算が出されると。どう考えても私は納得ができないんですよ。松本議員がちょっと論議されていましたが、失礼なことですけど多少やりとりのことを聞いてて、整理しながら質問したいんです。そこだけは。

まず土地を買おうとする5億円近い算出の予算、補償費を含めて。これらの財源がこの予算書では主に起債後5千万を中心とした起債、もちろん困るといえば国の補助金だとか色々あるんですよ。そういうこまいことはあんまり、末永色々違うとるとか、反論せんでください。多少わかるとるつもりで、大雑把にようるんわけじゃけん。じゃあ津山に限っていうとこの5億5,400万の起債は津山市としたら、あるいはそれぞ

れの市町村としたら何年かかってどがいな形で払わにゃいけんのんかゆうようなことは説明がないわけです。負担金じゃけん負担区分の率がありますがなゆうたらそれまで。私達そういうものじゃないと思うんです。そこらあたりをね、整理しながら本当は私達は答弁すべきだったと思うんです。そういう答弁がなしに津山のことは答えられませんゆうようなことを言うから余計不審がられるし、ややこしくなる。これは指摘だけしておきます。中身を今論議したらきりがありませんから。そういうふうにすべきなんじゃ、あなた方が管理者として。なんでそれができんのかゆうことだけ聞きたい。私が質問したようなことをきっちりあなた方がた答えを出したらそれほどややこしい論議が続かなんだ。そして1,000万ほどでしたかね、プラスして津山市の負担金を増えることについて、答えたようなような答え方をすりゃあええが。問題は、何が問題かというたら、ここで土地を買う予算が津山市議会にもどこにもほとんど相談を受けていないと、他の町は受けたという所もあるようですが、それが問題なんだというぐらいのところに、頭の中であなた方が組み立てとるんでしょう。そうせんから長引いてかなわんのんです。それだけしてきて、まあ質問は質問で答えてください。そのほか産廃のことがそのままの形で土地を買おうとしている、これも私は疑問なんです。土地鑑定に産廃、あなた方は異物と言っている、もっといったら残土処理と言っている、これがあるということが土地鑑定でどのように評価されてきたのか、マイナス面になるべきだと思うんですけど、比較的土壤汚染法は新しい法律です。この土壤汚染法に、まあいわば土壤が汚染されているという危惧がある場合に、どういう買い方するかということが指摘されております。こういうことが土地関係に反映しとるんだらうかという問いかけもみてみたいんですけど、今のところ土地鑑定書は見せんと。こうなるとるんです。しかし一応、大まかな土地買いの予算じゃけん認めてくれりゃあええがなと。おかしいと思うんです。産廃は全員協議会の席で一応全てきれいにしたと異物は、こういうことを報告しました。きれいにしておりません。私がこの体で直接掘り起こした業者と何度か現地で話をしました。握りこぶしよりも大きいやつは手で拾えますがそれ以上は拾えませんし、持って出れません。それで約一週間、あまりにもたくさんの異物産廃が出てきたからもう手で拾うことはできんけん、全部ユンボでかぐり出した。ユンボからこぼれたり行ったりきたりした土地がいっぱいあります。それもそのまま埋めものにした。確かに主要な物は捨てました。皆さん方はしきりに今残つとる残土は環境基準に照らして悪い物はないんじゃけんええんじゃゆうようなことを言おうとしとる。そんなもんじゃないでしょう。産廃の処理というもの。まあ、あんたら産廃と認めてないんじゃ。産廃の処理いうものはそんなもんじゃないよ。きれいにせにゃけません。まして私が知つとるだけでも3箇所、私が行っても鼻がキューときて、ほんにもう頭が痛うなるような匂いのした異様な時、その泥はいくつかユンボですくい上げてダンプに入れて残りをこの横っちょの方に箱詰めにしておいとったやつもあるけれども、何割かは現地に埋め戻した。それは見たら

わかりますよ。だけどゼロではない。これは今のしかりあるいは、産廃を処理した業者に言えば分かると思うんですけど、それはそれとしてきれいになっていない、そこからあたりはどういうふうに理解しておるか教えてください。あと答弁を聞いて土地の価格の在り方等については別途もう一ぺん質問します。

●議長（西野修平氏）

ここで答弁を保留して休憩を致します。議員の皆さんは第一委員会室へお願い致します。

[午後7時47分 休憩]

---

[午後8時22分 再開]

●議長（西野修平氏）

それでは休憩以前に引き続き、会議を再開致します。管理者の答弁を求めます。管理者。

△管理者（桑山博之氏）

分担をしてお答えを申し上げますが、まずこれまた三年来申し上げていることでございますけれども、この地元の町内会、地権者、周辺町内会という言葉がでまして、そしてその3つが共同申請をすべきではなかったのかという風に今おっしゃっておられたわけでありまして。よくみまわしてみますと応募は地元町内会、これははっきりしております。そして次に及び周辺町内会の代表、というふうに書いております。代表、これを落とされておりました。並びに地権者の共同申請となっております。なぜここに代表という言葉を入れているのかということでもあります。もともと法律的にはこの周辺町内会ということも領家にならないわけでもあります。一番肝心なのはずっと言い続けておりますのが、新聞にも市の広報にも載っておりますように、地権者とその物件が所在をしておる町内会、この2つが必須要件であるということはずっと思って、

[「すみません。質問には的確に答えさせて。

時間がかかってしょうがない。」と呼ぶ者あり]

つまりその要件を満たしておると、しかも疑義あるときは適地選定委員会が応募の要領並びに適地を2つの要件については選定委員会が定めるとなっており、それにかけても決着はついておる問題であります。従いまして誰もが賛成する方も反対する方も、久米地元の久米領家の町内会とかいう言葉をちゃんと使っている。そこが適格者でないなんていうこと、おおよそ考えられないことでもあります。以上であります。

次にもう1つおっしゃったのが、この殺人を犯してでも強行するのかという、とんでもないことでございます。我々はこの新クリーンセンターが地域の発展・進行

や、住民の福祉の向上につながる、そういうことの為にここまで一生懸命、精力的にやらせて頂いているはずであります。めっそうもないこと、という気持ちであります。精神誠意、真摯に対応致します。早くやりませんと、もうどうなるかいうことはよく知っておられる。もう満ぱんになっておると。全部持ち出したらどんなことになるのか、これもよく皆さんよく知っておられる。そういう状況下にございますからどうぞご理解を賜りますようお願いしたいと存じます。以上であります。

●議長（西野修平氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田孝氏）

失礼致します。勝央町の西田でございます。私に質問がありました部分につきまして答弁をさせていただきます。勝央町の場合、他の地区とはちょっと事情が違いかもしれませんが皆さんもご承知のようにこのゴミ問題、私が就任してから10年になります、それ以前から色々と言われてきまして津山市におきまして二転三転したような状況がございました。そして桑山市長になられましてから公募という言葉がでてくるようになりまして、その時点でどこが立候補されるかわかりませんでした。我々のところも町有地、ゴルフ場の予定地だったところを取得しておりますから、169ヘクタールという広い土地を持っておったわけですから、我々もゴミを出すわけですから、そういう土地があるのに立候補しないというのもどうかという事で議会とも相談いたしまして、地元の実情が得られるのであればということで丁度予定しておりました30ヘクタールが3部落にまたがる地点でございました。3地区に説明会にいまして3地区の同意を頂いたということでございます。また町有地でございますから、町の30ヘクタールということになりますと、議会の方の同意も必要だということで、議長名で投票頂いてそれも添付致しました。3地区の賛成の議決も致しまして、町有地ですから町長名で申請をさせて頂いたと。それでプレゼンテーションにも都合2回、私が選定委員会に呼び出されまして説明をしたというような経緯があるというわけでございます。議員のご指摘がありましたように、我々は領家地区は離れていますから、どこの判があったなかったという細かい事に対しては存じ上げませんが、いずれに致しましても各町、地区から代表選定委員会には出ておりましたし、また公募の選定委員さんもおられて、そうした細かいことについてはその方たちが十分、私もプレゼンテーションに2回出たぐらいですからその地区からもでられて色々なことを問い正されたりした上で調べられて決定されたものというふうに私は理解致しております。私の方からは以上でございます。

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先程の末永議員の質問であります。その前に秋山議員のご質問でありますけれども抽象的な答弁というふうなことでお断りしたわけでありまして、あくまでも決定するというふうなことから管理側には審査するというふうなことはならないというふうなことでありまして、申請者の提出する申請書類の不備についてのチェックというものはもとより、先程答弁をされました勝央町につきましては町有林というふうなことでありましたが、領家地区につきましては他市と他の市町村というふうなことに相成るわけでありまして12月の段階ではその周知するという様な段階ではなかったというふうなことであります。翌年の19年の9月の時にはそういう様な申請をしておるということで同意を求めてこられたというふうなことは議員も承知のことだろうとこのように思います。そしてまた末永議員の言われた苦田ダムの久田地区の申請というふうなことであります。それにつきましても代表の方が町長室に足を2度、3度運ばれてこの事業について宜しく頼むというふうなことの要請はありましたけれども、行政の方としても関わることはない、というようなことであります。そしてまた周辺等につきましてもよく調査をし、また周辺の区長さんあるいは町民の方にも同意を貰って欲しいというふうなことであります。そういうふうなことから鏡野町の行政というものが関わるというふうなことにはなっていないというふうなことで答弁に代えさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

竹本参事。

△事務局（竹本参事）

末永議員のご質問で異物のことでございますが、残土処理地から異物はすべて撤去されていると聞いております。また握り拳より小さい異物は埋め戻したとおっしゃられておりますが、ENA及び撤去した業者等からの聞き取りによりますと、握り拳より小さい「石」は埋め戻したと聞いております。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい、どなたか他におられますかね。 はい、末永議員。

●4番（末永弘之氏）

悪いくせでね、議事を前へ進めるということになってしまふんですよ。最終処分場は要らんと、受け入れれんということを領家が言ったのはどうするんならと。確かに決定した後から言いだしたといやあそれまでですけども、やっぱりね申請書類がおかしい。いささかの間違いもない。色んなことを管理者が言われるけどねこのこと一つとってみても明らかに申請者本人が間違うとったから、あなたがたがいう地元の町内が領家が最終処分場が要らんゆうことを言いだしたんです。時間の関係があるからね答弁まで求めませんけども、そういうことをあんた方がずっと繰り返

返すから3年前から何ぼ一生懸命泡とばして答えよういようるけど答えになっ  
てないんですよ。ということだけ言っておきます。本当なんですよ。そういうふう  
な態度でおるからだんだんと話がこじれていくゆうことも言っておきます。それか  
らこれも言葉のあやゆうようなことで失礼なことですけども、確かに鏡野町や勝  
央町の場合私も書類をこの目で見させて頂いた部分があります。全部じゃありませ  
ん。しかし明らかにさっきから指摘しておる申請書類の領家の書類とこの2つの地  
域、他もありますけれども、かなり丁寧さが違うと思っております。実際に違いま  
す。久田と為本の場合は本当に丁寧に私はとられとると思っております。細かいこ  
とはお互い副管理者としてはわからんと、いう意味合いのことも言われたし、副管  
理者としてなかなか他の地域のことについてまでは調べが行かないということも  
言われました。これも指摘だけしておきます。本当言ったら副管理者ですから今度  
は申請した町内の会長じゃなくって、町長じゃなくって副管理者という立場からみ  
ればやっぱり事務局を含めて細かいことも知っとってもらわにゃいけんし、調査す  
べきだったと思えて仕方がないんです。このことだけでも本当言うたら二度も三度  
も質問もして指摘もしたいんですよ。言っときますが。だけど時間の関係もあつた  
り色々あるからね、指摘だけしておきます。ここでもし副管理者が事務局がやった  
ことや色んなことを細かくチェックしておつたら、ひょっと今日のような事態はな  
かったかもしれないことだけ言っときます。それから産廃について握り拳以下の石  
はゆうて、わかりました。先程ある議員さんが言われようりました。私は今初めて  
聞いたんです。「石は」ゆうて、うまいこと言われるわ。石ではないんです。異物  
か産廃か何か知りませんよ。言葉はあなた方は色々言われるから。「握り拳よりも  
小っちゃいもの」という表現が一番正しいんです。そこに「石」だとか、私のように  
「産廃」だとかつけとちょっとだけややこしくなる。しかし「石」ではないんです。  
現実に泥に混じった色んな物が、何かわかりませんよ、そこに残されたのは事  
実なんです。これはアスベストの壊れたものであつたりします。間違いりやしませ  
ん。あなた方はその土はとって箱に入れて後日その箱から持って帰ったって言うけ  
れども100%じゃないということと言ようるんです。それをしてないといようるん  
じゃない。誤解しないようにしてください。100%じゃないということと言よう  
るんです。それをじゃなあ、産廃、じゃなして異物を整理した業者が石を残しただけ  
じゃゆうことを説明しようゆうたつて、事実言われたとしたら間違うとります。私  
がなんべんもこの体とこの目で見、掘り起こしょうる人と話をして会社の責任者  
とも話をして見とんじゃから。違うとりますわ。あなた方は時々見に行きょうた。  
僕とどっちが回数が多いかわからんけども。これもね間違うとるゆうことだけ言う  
ときます。そういうことでね、あなた方がただの一つでも、多少でもという言葉  
をあえてつけておきましょう、自分達がやった非を認めて、例えば鏡野町の共同申請  
書がなかった。そりゃ代表じゃけんええんじゃとか、私は記者会見で隣接町内のこ

とは言うたらんけん、新聞に載つたらんけんええんじゃゆうようなことを言うんじやなしに、あの公募に示した条件の、管理者がくしくもそこで言われた地元町内及び周辺町内の代表、この代表という言葉の意味合いは多少色々であろうけれども、この文面からみたら鏡野町も要りますなあ。あえて言うたら要るかもしれませんなあ。なんでここからあなた方は出発して、物事を整理しようとせんのなら。なんで書類は進化したんじやの、周辺町内はいらんのじやのゆうことで逃げようとするんなら。そういう姿勢だからおかしいと私は初めから言ようんじや。ただの一つでも、まあ異物を産廃と認めたゆうたら大変なことになるけどそうだろうけども、何かにつけて全部そうですがな。一点の曇りもないと世の中通りませんよ。指摘をしときます。これだけでもね1時間、2時間本当いったら論議したいんですよ。これも言うておきますわ。

さて土地の価格やこうについて予算書で起債を5億5千万借りる。このうち土地を4億いくらで買う。さらに補償費を入れて5億なんぼになるんですか。そういうなことについて若干お尋ねします。4億7,300万円にプラス補償費5,000万、そうトータルで5億2,000万、いわゆる土地を買うために必要なお金です。これが平成4年に今の地権者が土地を購入した時に23.3ヘクタール部分が3億1,300万円。そして個人が持っておった6ヘクタールを購入された。この6ヘクタールの価格は今分かっておりません。分かってないのを憶測で言ったらいけませんがああ相場として23.3ヘクが3億1,300万ですから、6ヘクタール分ゆうたら3,000万ちょっとでしょうか。それを加えても高くみても3億5,000万でしょう。これが、鑑定書の通りだといいながら鑑定書は見せない。そして一般的な話ですよ。その周辺の土地の価値観というのは平成6年です。これを100と仮定したらだいたい何割、1.2でしたか、1.5でしたか、82%に下がるとるんです。価値観は。だとすればさっき言った3億5,000万程度、29.5ヘクタールを足して6ヘクタールを足して、架空の数字ではありますが、私はそれが下がるべきだと思うんですよ。上がったらいけんと思うんですよ。なんぼ土地鑑定の結果じゃいうたところで。世の中の常識というものがあると思うんですよ。バブル全盛期の土地の価格と今の価格、これについて答弁して下さい。ただ売り手買い手があるけん土地の価格ゆうのは色々じゃゆうくらいの常識じゃわかります。しかし、問題の土地はうちに来てくれと誘致した側なんじや。これを忘れたらいけません。しかも管理者は企業誘致の時点で名乗りをあげてもろうたということを明言しておるんです。ただとはいいません。どうしてもそこに私は疑問が残るんです。なんで平成4年度に買った土地が全体では下がりながらここでは値が上がるとるのか。売り手買い手の論理は成り立ちません。売り手の場合はうちにきてくれゆうた土地なんじやから、単純に売り手買い手ゆうて、売り手の言い分だけをきいて値段を決めるというのとちょっと違うということだと言っとかにやいかんと思います。そのあたりについて答弁をお願いしたいと思

います。

●議長（西野修平氏）

どなたが答弁しますか。管理者。

△管理者（桑山博之氏）

この土地の高いか安い、公正な価格がいかにあるべきかというのは極めて價格的には理論的には難しいものですし、また現実の取引というのは色々この同じ土地でもどうしても欲しい人にとってみたら上がってくるとか、あるいはまたこの需要によって変わるというのを含んでおりますので、ここでそういう論議を致しましてもこれはもう水かけ論といえますか、どこまでもですね、

●議長（西野修平氏）

管理者、質問をよく理解して答弁してください。

△管理者（桑山博之氏）

そういうことになると思いますので私はこれについては客観的なあるいはまた主観的な色々これから調査をされるということを含めてですね、決められるべきものであるとこういうふうを考えております。今日までの求められておる資料によればこうだということしか言えない、そういう性質のものではないかと考えております。以上です。

●議長（西野修平氏）

村上事務局次長。

△事務局（村上次長）

手続き的に少し補足を致します。鑑定結果を元に今後一部事務組合において用地委員会を設置しようと考えております。そこで鑑定結果をもう一度精査の上、交渉価格を決定していきたいとそのように考えております。以上です。

●議長（西野修平氏）

末永議員。

●4番（末永弘之氏）

市長ね、土地の価格について今そういう論議がいかなるものかというような意味のことをゆうたって、土地の価格の予算が出るとんじゃからね、こがいな答弁いうのはありやへんがな。私がようんはこの土地の値段を決めた根拠を教えてくださいゆうたけども土地鑑定書が出るとゆうた。そういうことじゃなかなか賛成せえ言うても諸手を挙げて賛成できんということが言いたいんですよ。そんなことを言ようりやせんので。少なくともね、土地の価格を予算書に上げとうてじゃなあ、その価格を安いんか高いんかようなことを論議しちゃいけんゆうようなことはないと思うんですよ。その答弁については取り消して下さい。どう考えてもおかしいといわにやあいけん。取り消すと同時に、ここで初めて土地の購入価格が議決されようとすると言うたらええと思うんですが。4億7,300万円、一応この額面通り、中身は別

として。そしたら各自治体はこれが決められてしまったら義務費として扱われるようになる。土地が高いじゃ安いじゃ言うて、私が津山の議会でも、な一んぼゆうたところでどうにもならん。義務費なんじゃけん。それなのになら、津山のことは言いますまいや、じゃあすまんと思う。これをどういうふうに思われますか。

●議長（西野修平氏）

はい、管理者。

△管理者（桑山博之氏）

一部事務組合の性格というものをご理解頂ければそこから自ずからわかることであると思います。なぜ一部事務組合が必要であったのか、また一部事務組合を作るためにどんな手続きや個々の議会がどんな手続きをやってきたのか合意してきたのか、ということで導かれた結果でございますからその結果がいけないということにはならないのではないかと、こういうふうに思っております。先程の答弁について土地価格についてのことでございますが、私は今提案しておるのが提案しておるものの一つの根拠の元で出しておる、しかしながらそれがさらに議決はですね、土地の取得等につきましては特別な議決を要するというものに位置づけられておりますので、その価格についてはそこで論議される。しかし今現在執行部が提案する時にはいわゆる総計予算として年間予算としてこれだけの根拠があればこういうふうに提案すべきであろうということを元に提案を申し上げる、これが筋でございますからそのようにさして頂いておる。以上であります。

●議長（西野修平氏）

末永議員。

●4番（末永弘之氏）

質問と答弁がかみ合っていない部分があるんですが、かみ合わせて質問すると総計予算であろうとなんでであろうと私が質問したのは平成4年の価格3億5,000万位の土地を土地の価格全体の価値観というのは全国的にみても社会情勢からみても下がってきておる。土地の評価だけ言うと80何%に下がってきた。にもかかわらず、なんで値上げをするような格好で予算が出来たんなら総計予算だろうとなんだらうと、そういう質問をしたら価格について論議すべきじゃないんじゃないかということを行ったから腹が立ったわけ。全然あなたね、答弁になってない。それから一組の性格から考えてください。わかりますゆうて。一組の性格を知っとるからゆうんじゃ。土地の買収は義務費ではないですね。義務費は当初予算でお互い色々論議しとるから多少高くなったり安くなったり増えたり減ったり色々あると思うんです。それはそれとして課題は課題なんですけど、問題は土地の買収ゆうのは初めてここで出るんじゃないからこれを認めたら各自治体との議会というのは、まあ、どういふんですかね、あまり論議する力がのうなってくるというか、価値観がのうなってくるというか。例えば津山でちょっと高すぎるがなゆうたところで、今度はあなた

方は津山へ出てきたら組合で決めてくれたやつですけん、津山であれこれゆうたつてもういけませんかな、となるんじゃ。先が見えるんじゃ。そういうなことをやるべきじゃないと、私は思うとるから聞きようるんじゃ。やっぱり根っこの部分、特に最初ですから、最初の時には少なくとも一部事務組合で出して論議する前に関係しておる各自治体でそれぞれの議会でこういうふうになってこうなるんですと、予算については一部事務組合で議決されてから12月に提案するかあるいは事前に9月に提案するか、そりゃ自治体の色々なやり方ですけども、そういうことじゃなくって、少なくとも事前に初めてですからもう2年も3年も10年も20年も経験してきた一部事務組合じゃないんですから、初めてここで立ち上げる事務組合ですから、比較的丁寧に、関係する自治体に、先に言うべきじゃないかという考え方があるから今言った。それを「そんな末永一部事務組合の性格考えたらわかつたかな」ゆう答弁がどこにあるんなら。言葉は違うけど人を小馬鹿にするにも程があるかな。一組の性格を知るとるから義務費になるいうて言ようるんじゃがな。なんでそんな答弁をあんたするんなら。人をなめたり小馬鹿にするにも程がありますよ。それで、そういう言葉を取り消せゆうて私は言うた。取り消さずにさらに上乘せをして、土地の価格を初めて論議しようるのになら「土地の価格については総計予算ですけん」ゆうたらちゃんとわかりきつとるがな。ともかくね、人を小馬鹿にした、土地の予算の論議をしようる時に予算なんかの是非論をいうのはおかしいというのは取り消してください。

●議長（西野修平氏）

管理者に言いますが、的確な答弁をお願い致します。 副管理者。

△副管理者（中山満氏）

お答えを致します。

●4番（末永弘之氏）

ちょっと待って、ちょっと待って。副管理者が答えたらいいけんがな、管理者が答えにやあ。何も総計予算の中身は総計予算の広辞苑の辞書のひき方を教えてようるんじゃないじゃ。議長ちょっとすみません。この議事進行も含めて、こんなことを続けるけん、末永は難しいこと言うゆうてみんなに嫌われるんじゃ。あのねえ、副管理者が答える立場じゃないんじゃ。

4億7,300万円について、もうこんなことを繰り返して質問するようになってないが。おおむね29.5ヘクタール、3億5,000万で平成4年に仕入れた土地、これを今日、様々な社会要因の中で土地の価値感が下がっておると思うのに、わずかとはいえ値上げして買うのはおかしいとこういう議員が質問したら、まああえて答弁まで教えちゃらんでもええけど、「土地鑑定をつけて色々あって管理者として判断して買う価格を決めたんですけん宜しく」ゆうんならまだしも、土地の価格を論議せんでもええゆうような意味の答弁はなんならなこりゃ。それを取り消せようるのになに

が辛いなりや。なんで副管理者が代理で答えようとするんなら。副管理者がゆうた言葉じゃないですがな。こんなとろげな馬鹿げた論議をなんでこの会議ですんなら。1回で済むことですがな。アホげなことで。これで末永は難しゅうて長う長うなったゆうてみんなに悪う言われるんじゃ。かなわんで。

△管理者（桑山博之氏）

土地の価格は大きな関心事であることはお互い分かっておることです。私が今申し上げたのは執行部が年間予算としての決議に基づいて提案する時にはどういふものを参考にするかというよりは一番、今、手元にあります、あるいは収集をし得ておるこの資料に基づいてやるということでありまして、その資料に基づいて出しておるとゆうことでありまして、これをいよいよ高いの安いのどうだという、とことんまで聞くまでにはまだ土地等については別個のシステムがありますよ、つまりチェック機能がそこで果たされますよ、というシステムの話をしたんです。こういうことでもあります。今おっしゃるように土地の価格というのはこの全てを、この個人情報もございまして全部出せますか。これ多分出せないだろうと思います。そういう所に話がいけますという非常にややこしくなるわけですね。でありますから、現在知り得ておる妥当な、と思われるものを参考に予算編成をする、申請をする、提案をする、こういうことになっておるといふ一般論を申し上げた。以上であります。

●4番（末永弘之氏）

あのね、議員さんが聞いとられる。言葉が正確ではない。覚えとるなあ、覚えとる。土地の価格についてそういうことを論議すべきじゃない、という意味合いのことを言われたんじゃ。でこうやととるでしょ。議長、こうなったら休憩して会議を再開しよう言うんですよ。無様でしょうがな、時間がかかるでしょうがな、いうことをあえて私が言ようんですから、議事進行を含めてこんな馬鹿げたことで時間をとらないようんじゃ。総計予算じゃとか高いか安い、多少高いか安いという論議ではあるかもしれんけども主な質問の趣旨は平成4年と比べてここであなた方が買おうとしている予算を見る限りなんぞならと、バブル全盛期の時とバブルがはじけた今では土地の価格、価値観は下がっておるのだからなんで上げとんならと。こういうのがあって、これがなにが個人のプライバシーまで論議しようとかそんな論議に、管理者なんでいくんなら。あなたの頭の中の構造が私にはわからんがな。本当なんですよ。これずっと無限に質問されてきょうるのはとてもとても今日1日じゃあ解決すりゃしませんがな。なんであなたの頭の中はへんちくりんな思考力になって、へんちくりんな答弁になってしまうんなら。いつ私がじゃなあ、別にじゃなあこの土地について別途正式に決まったら別の議案でええか悪い論議するんかゆうことを尋ねたんならと。そんなことあ尋ねちゃおらんせんのはわかりきったことですがな。なんだったらね、冗談めきに議長に議事録もういっぺん、録音しとるんでしょから掘り起こして土地の一番最初

の答弁ですよ、この土地価格になってから掘り起こすようになります。そうしたら早い話1時間でもわかりますなあ。単純なことをよるんですから。私は。

△管理者（桑山博之氏）

土地の価格はどうでもいいととられたということがあるとすれば、これは大変失言であるということは申し上げるということはやぶさかではございません。私が申し上げようとしていたことは、一番単価が安いであろうと思われる山を基準に、そしてそれで全部押し量って価格を決めるというようなことにはなかなかならないんでしょう、ゆうことを申し上げた。農地もあった、それから国有地もあった、そういうものの総トータルが29. いくらあったとゆうことでありますので、従ってそれを細かくゆおうとすると、どこの誰やらさんが持って行ってなんぼで売ったという話になるのでそれは違うんじゃないかというこれだけのことであります。以上であります。

●議長（西野修平氏）

末永議員。

●4番（末永弘之氏）

あのねえ、細かく聞きようりゃあせんのだよ。一体平成4年におおむね3億5,000万だった29.5ヘクタールの土地がなんでここで補償費も含めて5億5,000万になったんらと聞きようるだけなんじゃ。この根拠をゆうたらことが足りるんじゃ。それを土地の価格について論議するのはおかしいゆう意味のことをゆうたんじゃ。おかしいじゃろ。掘り起こさなきゃあいけんで、議長。止めますか。おかしいことになるがな。そういうなことを間違いなくゆうたんじゃが。じゃから僕のね議事録でいようるわけじゃないから、100%正確じゃない。しかし、意味合いはそういう意味合いじゃ。今あんたがよるように細かいあの人の土地がどう、この人の土地がどうと、そんな細かいことを聞いた覚えはない。言うた覚えもない。ともかく改まって本当ならこれも1時間かかるんですよ。あえてなんでこういうふうな平成4年と比べて今土地が上がったような試算が生まれてきたのか改まって答えてみて下さい。余分なことは答えなさんなよ。またおかしいゆうなるから。西野さん、管理者に答えさせて。

●議長（西野修平氏）

管理者、答弁を求めます。

△管理者（桑山博之氏）

何べんも申し上げております。我々がつかみおる資料、通常これは不動産鑑定士という資格をもっておる人の鑑定評価であります。それだけであります。それ以上のことをおっしゃるからそれを一生懸命お答えしようとして努力をしたわけですが、それがちょっと間違っていると思ったようであります。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい、末永議員。

●4番（末永弘之氏）

あのねえ、やっぱり、あなたは一言も二言も多いんです。それ以上の質問をしちゃおりやせんんが。なんでそれ以上の質問をしたゆうてうがるんなら。とってもおかしいよ。そういうことだけ言っておきますが。それで私は少なくともね、平成4年から比べて多少でも総論としてですよ。マイナスの方向というのが打ち出された価格が妥当ではないだろうかと思えて仕方がないんです。横並びというのもおかしいと思うんです。今の社会情勢から見て。それを平然として値上げをした土地を、いかに土地鑑定の結果とはいえ、出すということはおかしいと、こういうふうに思えて仕方がないんです。土地鑑定書を何を書いてあるか見せゆうたら見せられないゆうことになっとるから、益々そこどうがるかもしれんがな。何書いとるんだらうかゆうて。うがったような質問してないんじゃから。ともかく私はそのように思えて仕方がない。ゆうことを指摘をして、本当言うたらね、議事録まで掘り起こしたり色んなことを聞きたいんですけどとりあえずこれで私は今日のところは終わっておきます。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

失礼致します。今一番、土地の件が大きく問題になっております。その前にちょっとお伺い致します。冒頭に秋山議員が質問されました市長答弁の中で、市長、記憶があるかどうかですが「議決は議決後何ができるか。これがまた別の件であります」というふうな説明、答弁があったと思います。執行の、予算執行の件です。秋山委員は予算を上程するなという観点でおっしゃいました。その時の答弁です。今一度申し上げます。「議決後何ができるか。これをまた別の件であります」と。そのどういう意味合いを持っておっしゃられたのかをまずお聞き致します。それからですね、先程一組で用地委員会を作るというふうな答弁がありました。これについて価格決定をするということではありますが、この時期とその内容についてこの2点をお伺い致します。

△管理者（桑山博之氏）

誠に申し訳ないんですが、調定自体をするなということに対して先程ご指摘の真髓がちょっとよくわからなくて大変恐縮なんですが、私は一部事務組合はこの津山市議会の期間とは異なるものであると、ゆうことをたぶんゆわんとしたのではないだろうか。したがって上程を止めるということにはならないという意味のことを申し上げたのではないかとそういうふうに思っております。以上です。

●議長（西野修平氏）

次長。

△事務局（村上次長）

用地委員会のことに対してお答え致します。本日議決をして頂きましたら、速やかに設置をしたいと思っておりますが、かなり期間を要するものと考えております。以上です。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

どちらもちょっと意図とするところと違うんですが、今末永議員がおっしゃられました4億7,300万、これは何を根拠にするんかということでありました。今朝の調査特別委員会、あるいは一部事務組合の合同懇談会といいますか、の中で申し上げました。これほどまでに色々と調査項目が多岐に渡っておるという中で、12月の議会終了までには委員長報告を出すというふうなの中で予算執行についてはいかがなものかとゆうことをお尋ねした経緯があるかと思えます。従いまして上程、採決、その後、執行権が管理者の方にあるわけですから執行についてはよくよく考えてみると、というふうな答弁を頂きました。私は先ほど「議決後何ができるか。これはまた別の件であります」というのが私はそこではなかったのかと、という気がしています。その前後があったかもしれませんがそのあたりをどのようにお考えなのか。その4億7,300万が高いか安いということも含めまして、決して安いとは申しませんが、そのあたりを含めまして今一度答弁を頂きたいと思えます。それから「速やかに設置する。しかし時間がかかると」これどっちをとればいいんか、もうちょっとこうわかりやすく、「設置が速やか」か「審議が時間がかかる」のかそのあたりが、これが土地購入に関連してきます。それがいわゆる調査特別委員会での12月の末をもつての委員長報告へつながるかどうかということが大きなインパクトになるかと思えます。そのあたりを含めて今一度答弁をお願い致します。

●議長（西野修平氏）

管理者。

△管理者（桑山博之氏）

失礼致しました。だんだんわかりました。私は先程来、この上程自体をやめるよというこのご意見や、それからまた特別委員会をこの津山市議会に作っておるのでその結論を待つべきだとか、そういうふうな意見のもとに直ちに一部事務組合の予算の提案そのものをこの水際で駄目だという論はこれはそういうことにはならない。しかしながら一旦議決を頂いた時に深くその色んな思いというものを頂いたということを考慮していくということがどこまでできるであろうかとそういう自問自答を申し上げたつもりでございました。私はまさにそういうことをご指摘賜

ったと思います。まさにそういうことでございます。以上です。

●議長（西野修平氏）

村上次長。

△事務局（村上次長）

すみません。設置の方はすみやかに致しますが、議論の方が1回、2回では終わらなだろうと、そういう意味で相当期間というようなことを申しました。以上です。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

やっぱり説明責任というのが大きくなるんじゃないのかと思います。それからやはり執行部の側は、よくわかっておろうが、あんたらあもわかれよと、いうのは若干齟齬がお互い出てくるものではなかろうかと。従いまして議会の方も調査特別委員会を設置して議論をしながら調査をしているわけでございます。そうした中でそれに呼応して、管理者の会の方も対応をきちんとして頂くと、で説明責任を果たすと、そして丁寧な説明をする。透明性の高い一部事務組合の運用を行うというのが私は大変重要ではないかと思います。今まででもこのような形でやはりあの先程末永議員がおっしゃいました「質問と答弁が噛み合わないがな」という、「だから何べんも言わにやあならんのんじやがな」というようなことをおっしゃいました。まさにそのあたりはよくよくのみ込んで頂きたいと思います。といたしますのが、これで最後にしたいと思いますが答弁によってはまださせて頂きます。12月の委員長報告、調査特別委員会での調査を終了する時点まで予算執行を中断する気持ちがありやなしやということを私は最初にお聞きをしたのが「議決後何ができるか」というところでございます。その辺りについてもう一度答弁をお願い致します。

△管理者（桑山博之氏）

現在、具体的に提案をさせて頂いておる段階であるということでございます。これが議決を頂けるならばどこまでどういうことが可能であるかということについて深く執行部内でも協議をし具体的なご提案を申し上げることが可能であると、このように思っています。以上です。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

それでは例えば今日ここで上程されました当初予算が議決をされるであろうとするならば、その後に管理者会でどのように取り扱うかということのをこれから検討をされるという意味合いでよろしいんですか。

△管理者（桑山博之氏）

まだ内部相談をしているわけではございませんが、私の判断とすれば一時ご休憩を

頂いて管理者間においてご相談申し上げることがよいのではないかとこのように考えています。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

休憩をするということも前提ではございますが、そうするのであれば即刻ですね採決がなされるということであれば、管理者会を開いてそれについて会議をするという答弁だったかと思えます。それについて私ができるのであればですね、して頂ければ質問の主旨というものがだんだんと明確になってくるという気が致しております。それについて議長、判断をして頂ければと思えますが。

●議長（西野修平議長）

はい。しばらく議会を休憩致します。開会は追って連絡を致します。

[午後9時11分 休憩]

---

[午後9時26分 再開]

●議長（西野修平氏）

全員揃われましたので会議を再開致します。北本議員の質問に対しての答弁を求めてよろしいか。

△管理者（桑山博之氏）

先程北本議員から執行部に対するお尋ねがございました。これに対してお答えを申し上げます。色々と論議はつきませんけれども、我々と致し、すればこの具体的な解決を図るように努力をすべきだと思っており、用地取得につきましては12月までこの執行を見合わせるという決断をしたいと考えておりますので、皆様のご理解を頂いて他の事業につきましてはスムーズに進捗を計って頂きたいとこのように思います。どうぞ宜しくお願い致します。

●議長（西野修平氏）

北本議員。

●3番（北本周作氏）

失礼致します。管理者会のご決定につきましては適切な判断であろうというふうに敬意を称しておるところでございます。余談ですけど民主党の政権になりましてですね7兆円からのお金があるんだからということで次々執行停止になっておる世の中でもございます。まあそれは余談と致しまして、是非ですねこの用地購入費、また予算書でいいますと13ページのそれにまつわる委託料関係も含めまして今回のご決定の中に含んで頂ければとこのように感じております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

管理者。

[「要望じゃけん。余分なことは言わんでいい。」「余分なことを言ったら、またわしが叩きにいかんやあいけんようになる」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

はい。あの北本議員はそのような希望だそうなので管理者会議の方もしっかり記憶しておいてこのようにお願いしたいと思います。それでは他に質問はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

それでは質疑をここで打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

●4番（末永弘之氏）

今あの、いわば凍結的な措置ということを経理者会で意思表示をされたわけですが、意思表示ということよりもこの3者の中から購入財産、購入予算4億7,300万円、ここが1番市長と論議が分かれて、論議し出したら明日の朝までやらにゃならんような敷地進入路設定業務委託料などさらに債務の分野における起債を中心とした土地を買う為の予算といっとりました、債務の予算。ここらについては反対という意見も述べておきます。

●16番（三船勝之氏）

私は本日の議案に対しまして賛成という立場から討論させて頂きたい。このように思う訳でございます。私も今日初めてでございますので出席が、わからん部分もありました。そしてまた津山市議会さんが調査特別委員会までなされてこの件についてご検討なされていると、暫時休憩する中で色々勉強させて頂いたところでございます。まあそうした中で私今日、初めてこうした経緯をみるときに場所についても適地選定委員会が設置なされて、そして一番に領家になったと。そしてまた領家の承諾というものも色々なご理論がある中で、そういう小さいところまで我々もわかっていないところでございます。そういう中で技術面におきまして技術審査会というようなものも開催されながらストーリーに決定されておるといようなこともお聞き致しましたが、それもそうしたもろもろの中でまあ一番問題なのは用地の買収であろうなあと、いうふうに思いました。そしてまた、用地の高い安いの問題も論議されておる段階でございます。そうした中で先程からお話聞くと旧久米町時代に3億7千あまりの23ヘクの用地を買収されとる。そして追加で6ヘクを買収されとるゆうなかで、やはり1反あたり145万位になりますか、143万ですか。そういう中でいきますと6ヘクいくとなれば、やはり8,000いくらになるなと私も感じたわけでございます。まあそうするとトータル的にもかなり今回提案されとる金額が納得するなというふうに

私は感じたようなわけでございます。まあそうした中で今後土地購入につきましては2,000万以上、それからまた用地の上では5,000㎡以上は議決があるわけであります。

その時点では私は詳細な土地価格についての説明も十分あることだろうというふうに思う訳でございます。まあそうした観点をふまえて津山市議会さんの調査特別委員会が12月には、遅くても12月には結論がでるからということございまして、先程管理者の方がご答弁されたように、市議会さんの気持ちも十分汲む中でこの用地の取得については、その調査特別委員会の結果が出るまで凍結というようなことでいけば、津山市議会の皆さん方もご理解頂けるのではなかろうかなという判断を私はしたわけでございます。またそうした中で、本日は管理者が提案された議案について裁決を議長にお願いしたいと思うわけございまして、賛成討論になったかどうかわかりませんが、私の思いを述べながら皆さん方のご協力をお願いしたいなこのように思うわけであります。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

その他ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

それではここで討論を打ち切ります。これより議案第25号について採決を致します。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

可決（賛成11名、反対4名）

挙手多数と認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第10 議案第26号**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第10、議案第26号「指定金融機関の設置について」を議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

議案第26号は、「指定金融機関の設置について」です。

地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、組合の公金の収納及び支払の事務取扱について指定金融機関を中国銀行と定めるものであります。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。議案第26号について質疑を行います。

質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ここで、討論を打ち切ります。これより、議案第 26 号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第 11 議案第 27 号**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 11、議案第 27 号「津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

ただいま上程いただきました議案第 27 号、「津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について」説明申し上げます。

資源循環施設組合の監査委員につきましては、組合同約第 14 条第 1 項において、2 人と定められており、同条第 2 項におきまして、「いわゆる見識を有する者 1 名」と「組合議員の内から 1 名」を、管理者が議会の同意を得て選任することとされています。この規定に基づきまして、見識を有する者として津山市代表監査委員の中尾義明氏を、組合議員から、浦矢薫氏を選任させていただきたく提案するものであります。

中尾義明氏は、人格高潔にして行政経験豊富で見識を有する方でありまして、また、浦矢薫氏も人格高潔で、組合の監査委員として適任と存じますので、選任の同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

●4 番（末永弘之氏）

異議あり。討論させて下さい。全協でお願いしたとおりです。

●議長（西野修平氏）

末永議員。

●4 番（末永弘之氏）

監査委員の同意についてですけど、議会から選出されようとしている浦矢氏につ

いてはとかく言うつもりはありませんし賛成致します。学識経験者としての中尾氏について人格高潔という言葉で表現されました。ご本人のことはよく知っておるつもりですけれども、実は、今日問題になった領家の土地の購入の課題について、津山市議会への津山市の監査委員としての意見書の中で、去年の意見書では、ごみ処理センターの土地を、予定地を早く買わなきゃいけないのんだけれども財政全体でかなり高額な施設なんで十分気をつけないといけないということを指摘されたんです。去年、市民オンブズマンの方が土地が高すぎるんで買うなという意味の監査請求をされた。そしてまだ買ってないじゃけん監査の結論は出んゆうことでケッチンくわした。その時に附帯意見として、産廃だとか色んなことを言われている土地なんだから十分気をつけなければいけないという監査意見書を添付したんです。ところが、総論としての監査意見になってくると今度は地元の関係者の理解という言葉を使っておりますが、用地取得に早期に着手せえということを述べたわけです。これは明らかにいきすぎた監査意見書といわなきゃなりません。こういうことを書く監査委員さんの決意の程を聞きたかったんですけれども今日おらんと愚痴を言うと、事前にクリーンセンターの幹部に意見を聞きたいけんなあと頼んどったのは事実なんです。突然今日こんなことを言よんじゃないんです。みんな誤解があったら困るから。へんちくりんな言い訳をしときますが。しかしまあおらんようになってしもうた。しょうがない。そういう意味合いでこのところの意図が聞きたかったんです。なぜかという、監査委員がおらんに、この問題では240人からの方々が3つの法律事務所を使って監査請求をされとるんです。それだけに、早う土地を買え言ようる人が素直に監査委員になってもろうたら困るゆう気がして仕方がないんです。諸般の事情を考えたらこういうことは言うべきじゃない。こういう意見をもっておりますから一概には賛成し難い。こういう意見を申し上げときます。絶対反対しませんから、まあ一応賛成多数ってことになるかも、賛成全員になるかもしれんけど。釈然とせんのです。本人がおって本人の釈明を聞いたりしたら、反対なら反対と言い切れるんですけどね。そういうふうに感じておりますので、意見だけ言わせて頂きます。まあ浦矢氏がおられませんが、少なくともさっき言ったとおり現在240人の市民の方々が、市民ばあじゃない、圏域の方々が監査請求されておるといふ事実を踏まえて慎重な対応とできれば住民の声をよく聞いて結論を出して頂きたい。ということをお願いしておきます。以上です。

●議長（西野修平氏）

ただ今のは討論ということで、これから採決に入りたいと思います。本案は原案の通り決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

承認（全員起立で全会一致）

●議長（西野修平氏）

全員起立で全会一致であります。よって、議案第27号については、原案のとおり

可決することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（桑山博之氏）

本日は、大変ご多忙のところ第1回の組合議会臨時会にご出席いただき、ただ今は、諸議案につきまして適切なご議決を賜り誠にありがとうございました。

今後とも、新クリーンセンターの平成25年度施設完成に向けて、最大限の努力をする所存でございますので、議員皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願い申し上げます。本日は、ご苦勞様でした。

●議長（西野修平氏）

これもちまして、平成21年10月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を閉会いたします。本日は遅くまで、大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

午後9時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成21年10月9日

議事録署名人	津山圏域資源循環施設組合議会	臨時議長	粟井忠義
	津山圏域資源循環施設組合議会	議長	西野修平
	津山圏域資源循環施設組合議会	議員	秋山幸則
	津山圏域資源循環施設組合議会	議員	浦矢薫